

つがる市
第4次障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

令和6年3月
つがる市

目次

第1編 序論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1-1 計画の目的	2
1-2 計画の位置づけと期間	2
1-3 計画の対象者	4
1-4 介護保険制度との関係	4
1-5 近年の制度改正の動向	5
第2章 障害者数の推移と推計	11
2-1 つがる市の人口・世帯数	11
2-2 障害者などの人数	13
2-3 障害者の雇用	15
第3章 アンケートにみる障害者の生活課題と施策ニーズ	16
3-1 障害者アンケート調査	16
3-2 子どもの発育・発達に関するアンケート調査	23
第4章 事業所調査にみる地域の課題とニーズ	25
第2編 障害者計画	27
序章 計画の基本的方向	28
第1節 基本理念	28
第2節 施策推進の基本方針	29
1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援	29
2 住み慣れた地域でのサービスの利用と一元的な障害福祉サービスの実施	29
3 障害者の課題に対応した地域共生社会実現に向けた取組	29
4 障害児と家族を支える地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進	29
第3節 基本目標	30
第4節 主要施策	31
1 啓発・広報	31
2 生活環境	31
3 生活支援	31
4 保健・医療	31
5 教育・育成	31

6 雇用・就労	31
7 社会参加	31
第5節 施策の体系	32
第1章 啓発・広報	33
1-1 交流機会の創出	33
1-2 福祉教育の推進	34
1-3 地域福祉の推進	35
第2章 生活環境	37
2-1 公共的施設のバリアフリー化	37
2-2 住環境のバリアフリー化	38
2-3 生活安全対策の充実	39
第3章 生活支援	41
3-1 相談支援体制の強化	41
3-2 在宅生活・日中活動支援の充実	42
3-3 居住の場の確保	43
3-4 権利擁護と虐待防止の推進	44
3-5 情報提供の充実	46
第4章 保健・医療	48
4-1 母子保健支援体制の充実	48
4-2 疾病予防と健康づくりの推進	50
4-3 精神保健の推進	51
4-4 地域医療の充実	52
第5章 教育・育成	53
5-1 特別支援教育の推進	53
5-2 就学前保育・教育の充実	54
5-3 一貫した相談指導体制の確立	55
第6章 雇用・就労	56
6-1 一般就労の推進	56
6-2 多様な就労の場の確保	57
6-3 行政における雇用対策の強化	58
第7章 社会参加	59
7-1 生涯学習・スポーツの推進	59
7-2 地域活動・外出支援などの充実	60
7-3 障害者団体の育成・支援	61

第3編 障害福祉計画 63

第1章 基本目標	64
1-1 地域共生社会の実現を見据えた体制の構築	64
1-2 自己選択・自己決定ができる環境づくり	64
1-3 ライフステージに応じたサービス提供体制の強化	64
1-4 地域生活移行の推進と就労支援の強化	64
第2章 成果目標	65
2-1 「施設入所者の地域生活移行」の目標	65
2-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	65
2-3 地域生活支援の充実	65
2-4 「福祉施設から一般就労への移行」の目標	66
2-5 「相談支援体制の充実・強化等」の目標	68
2-6 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標	69
第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	70
3-1 サービス事業量の見込みの総括	70
3-2 自立支援給付の見込み	71
3-3 地域生活支援事業の見込み	81
第4章 障害者の権利の擁護	86
1-1 成年後見制度の利用促進	86
1-2 成年後見制度利用支援事業の実施	86
1-3 権利擁護支援に関するネットワークの構築	86

第4編 障害児福祉計画 87

第1章 基本目標	88
1-1 専門性の高い療育の促進、支援体制の整備	88
1-2 家族支援の強化と地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進	88
第2章 成果目標	89
2-1 児童発達支援センターの設置	89
2-2 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	89
2-3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	89
2-4 医療的ケア児支援の協議の場の設置	90
第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	91
3-1 障害児福祉サービスについて	91

3-2 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策	91
3-3 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握	94

第5編 計画推進に向けて 95

第1章 適切なケアマネジメントの実施	96
--------------------	----

第2章 地域自立支援協議会の円滑な運営	96
---------------------	----

第3章 計画の適切な進行管理	97
----------------	----

第4章 施策推進のための体制強化	97
------------------	----

参考資料 99

つがる市障害者計画等策定委員会設置要綱	100
---------------------	-----

つがる市障害者計画等策定委員会委員名簿	101
---------------------	-----

策定の経過	101
-------	-----

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画の目的

本市では、平成30年3月に障害者基本法に基づく障害保健福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、「つがる市第3次障害者計画」（平成30年度～令和5年度）を策定しました。また、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として、「つがる市第6期障害福祉計画」（令和3年度～令和5年度）および児童福祉法に基づく「第2期障害児福祉計画」も一体的に策定しました。

この間、令和4年には、「医療的ケア児支援法」が施行され、保育所、認定こども園や放課後児童健全育成事業、学校での医療的ケア児の受け入れに向けて支援体制が拡充されることになりました。また、同じく令和4年に障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。次いで、令和5年には、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）を目指し、「障害者基本計画（第5次）」が施行され、地域共生社会の実現に向けた、障害者施策の基本的な方向が示されました。

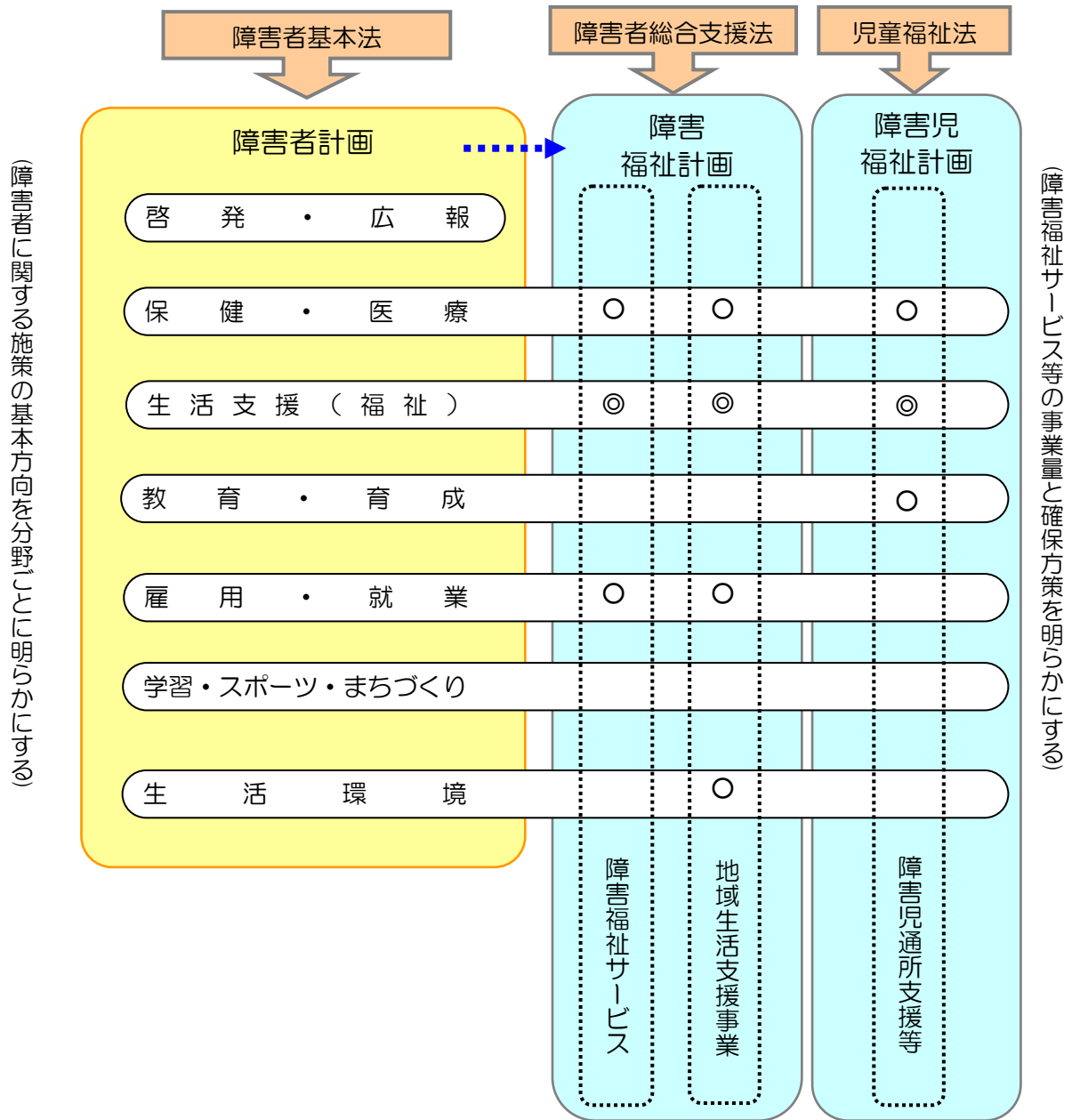
このことから、これまで以上に障害者の社会参加を促すための施策が重要と考えられ、今回、市が策定する「つがる市第4次障害者計画、つがる市第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画」においても、障害のある、なしに関わらず、すべての住民の権利が守られ、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる、地域共生社会の実現を目指してまいります。

1-2 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づき障害福祉サービス・地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める「障害福祉計画」および、児童福祉法33条に基づき障害児通所支援・障害児相談支援の事業量やその確保策を定める「障害児福祉計画」の2つの計画からなります。

本市では、「第4次障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、「第7期障害福祉計画」および「第3期障害児福祉計画」の計画期間を、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係



計画期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
つがる市第4次障害者計画	→					
第7期障害福祉計画	→					
第3期障害児福祉計画	→					

1－3 計画の対象者

わが国には、医学的な観点から心身の機能障害を診断・判定し、主要な障害である身体障害、知的障害、精神障害のある人に手帳を交付する制度があります。本計画の対象となる「障害者」は、この手帳交付者を基本にしつつ、「児童相談所で知的障害と判定された方」や「自立支援医療（精神通院）利用者」、さらには発達障害、高次脳機能障害、各種の難病など、原因や症状、治療法等に関する研究が途上で、福祉的な支援方法が確立していない障害を有する人も対象とします。

「障害」とは
「障害」は機能障害を指すだけでなく、「能力障害・個人の活動制限」や「社会的不利・社会への参加制約」を含む概念であり、「障害者が受ける制限は、社会環境との相互作用や社会との関係性の在り方によって生ずる」という認識に立っています。

1－4 介護保険制度との関係

障害福祉サービスと、介護保険サービス（主に高齢者施策を対象に平成12年度から導入されている）には、類似のサービスが多くあります。これらのサービスについて、65歳以上の障害者や、介護保険制度の特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40～64歳の障害者に対しては、基本的には介護保険制度による利用が優先されます。ただし障害福祉サービス固有のサービスや、障害の特性や状況に応じてサービスを併用することができます。

1. 障害者関連法制度

我が国の障害福祉制度は、平成15（2003）年の「支援費制度」の導入により、行政がサービスの利用先や内容等を決定する「措置制度」から、障害のある人自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

その後、平成18（2006）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成25（2013）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成24（2012）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）」が、平成28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が、同年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障害のある人に対する権利擁護が強く打ち出されました。

平成28（2016）年には、発達障害のある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成30（2018）年度からは「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害のある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害のある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」施行、直近では令和2（2020）年4月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行など、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

令和3年度には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法に基づく事業と、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

令和4年には、「医療的ケア児支援法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害の種類・程度に応じた手段の選択、地域にかかわらず等しく情報取得を可能とすること等の推進が示されました。

令和5年度には、「障害者基本計画（第5次）」が施行され、地域共生社会の実現に向けた、障害者施策の基本的な方向が示されました。障害者福祉分野では障害者総合支援法等の一部を改正する法律の施行が令和6年4月施行の予定であり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが示されています。

また、令和5年からは、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けこども家庭庁が創設されました。障害児支援については、新たな推進体制のもと、様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援等を行うために、保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、一貫した支援を提供する体制の構築に取り組むものとされています。

近年の法制度整備の状況

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成18（2006）年	障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択
平成19（2007）年	障害者権利条約に署名（平成19年9月28日）
平成21（2009）年	障害者制度改革推進会議
平成23（2011）年	改正障害者基本法の施行（平成23年8月5日）
平成24（2012）年	改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）
平成25（2013）年	障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日） 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月1日）
平成26（2014）年	障害者権利条約の批准（平成26年1月20日）
平成27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28（2016）年	障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日） 改正障害者雇用促進法施行（平成28年4月1日） 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行（平成28年5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（平成28年8月1日）
平成30（2018）年	改正障害者総合支援法および改正児童福祉法施行（平成30年4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行（平成30年6月13日） 障害者基本計画（第4次計画）
令和元（2019）年	視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 （令和元年6月28日）
令和2（2020）年	改正障害者雇用促進法の施行（令和2年4月1日） 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 （令和2年6月19日） 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の公布（公布日令和2年6月12日から起算して9月を超えない範囲の政令で定める日から施行）
令和3（2021）年	改正「障害者総合支援法」施行（令和3年4月1日） 改正「障害者雇用促進法」施行（令和3年4月1日） 「医療的ケア児支援法」施行（令和3年9月18日）
令和4（2022）年	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 （令和4年5月25日）
令和5（2023）年	障害者基本計画（第5次計画）閣議決定（令和5年3月14日）

2. 障害者基本計画（第5次）の概要

国では、障害者基本法第 11 条に基づき、「障害者基本計画（第5次）」を策定しており、障害者施策の最も基本的な計画として位置付けています。本計画の策定においても、この基本計画を踏まえた内容となるように留意します。

○計画期間

令和 5（2023）年度からの 5 年間

○基本理念

障害者施策は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すべきである。

本計画では、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できる支援と、障害者の活動を制限する社会的な障壁を除去するために政府が取り組む基本的な方向を定める。

○各分野に共通する横断的視点

- （1）条約の理念の尊重および整合性の確保
- （2）共生社会の実現に資する取組の推進
- （3）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- （4）障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- （5）障害のある女性、子どもおよび高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- （6）PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

○施策の円滑な推進

- （1）連携・協力の確保
- （2）理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

○各分野における障害者施策の基本的な方向

- （1）差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止
- （2）安全・安心な生活環境の整備
- （3）情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実
- （4）防災、防犯等の推進
- （5）行政等における配慮の充実
- （6）保健・医療の推進
- （7）自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- （8）教育の振興
- （9）雇用・就業、経済的自立の支援
- （10）文化芸術活動・スポーツ等の振興
- （11）国際社会での協力・連携の推進

※情報アクセシビリティ:年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

また、国では、市町村の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の国の基本指針（主なポイント）

○ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援など、地域ニーズ対応
- ・ 強度行動障害者等への支援体制充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望実現に向けた支援

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

○ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標を設定
- ・ 就労選択支援の創設への対応について活動目標を設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標を設定
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標を設定

○ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・ 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・ 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言を推進

○ 地域における相談支援体制の充実・強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組推進
- ・ 地域づくりに向けた協議会の活性化

○ 障害者等に対する虐待の防止

- ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携推進

○ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制構築推進

○ 障害福祉サービス等の質の確保

- ・ 障害福祉サービスの質に係る新たなしくみの検討を踏まえた取組
- ・ 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

○ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICT の導入等による事務負担軽減の推進
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

○ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等ニーズ把握の推進

○ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

○ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した体制整備

第2章 障害者数の推移と推計

2-1 つがる市の人口・世帯数

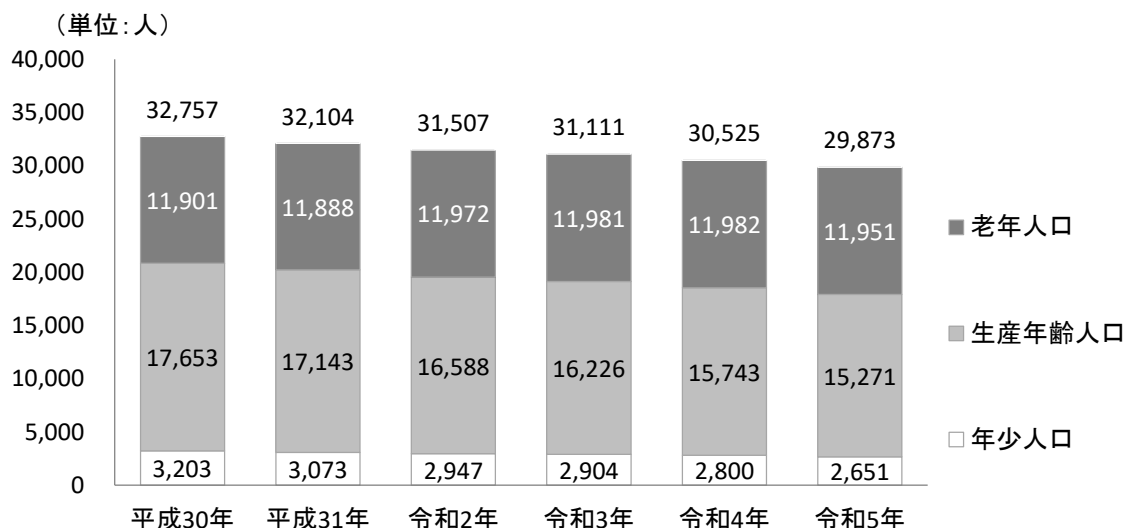
総人口の推移をみると、人口減少が続いており、令和5年4月1日現在で29,873人となっています。さらに、年齢3区分別人口の推移をみると、総人口が減少しているなかで年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が減少の一途をたどり、逆に65歳以上の高齢人口は、令和4年度まで増加傾向となっており、高齢化率（総人口に占める高齢人口割合）は年々上昇を続けていることが分かります。

年齢3区分別人口の推移（人、％）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
老年人口 (65歳以上)	人	11,901	11,888	11,972	11,981	11,982	11,951
	％	36.3%	37.0%	38.0%	38.5%	39.3%	40.0%
生産年齢人口 (15-64歳)	人	17,653	17,143	16,588	16,226	15,743	15,271
	％	53.9%	53.4%	52.6%	52.2%	51.6%	51.1%
年少人口 (0-14歳)	人	3,203	3,073	2,947	2,904	2,800	2,651
	％	9.8%	9.6%	9.4%	9.3%	9.2%	8.9%

（住民基本台帳：平成30～令和2年は10月1日
令和3～令和5年は3月）

年齢3区分別人口の推移（人）



国勢調査による、総人口と世帯数を見ると、総人口の減少傾向が継続している一方、世帯数は、平成17年までは、増加してきましたが、平成22年以降は減少に転じています。

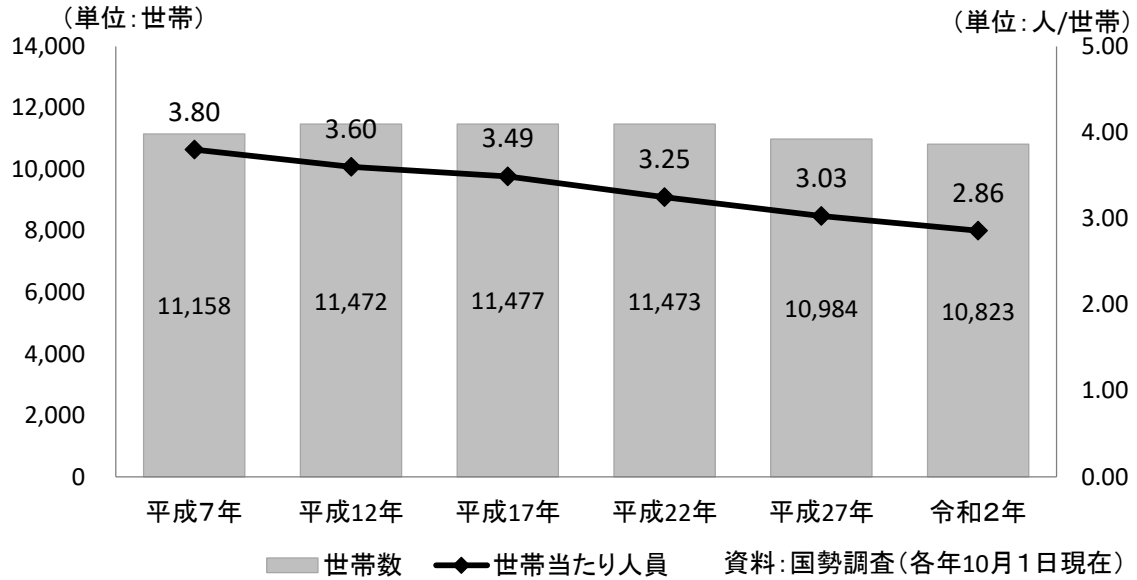
こうした人口と世帯数の推移から 1 世帯あたり人員は減少し続けており、世帯の小規模化や高齢者世帯の増加が進んでいることがうかがえます。

人口・世帯数等の推移（人）

区 分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	人	42,384	41,320	40,091	37,243	33,316	30,934
世帯数	世帯	11,158	11,472	11,477	11,473	10,984	10,823
1 世帯当たり人数	人	3.80	3.60	3.49	3.25	3.03	2.86

（国勢調査 各年 10 月 1 日）

世帯数と世帯当たり人員



（住民基本台帳：各年 10 月 1 日）

2-2 障害者などの人数

1. 各種障害者手帳の所持状況

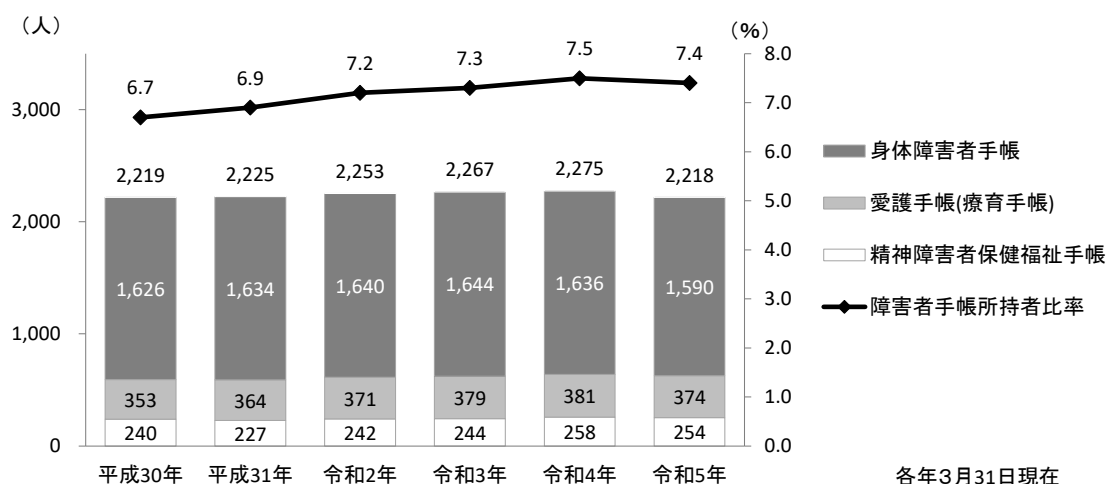
障害者手帳所持者は、平成 30 年の 2,219 人から、令和 5 年の 2,218 人と、年ごとの増減はあるものの、概ね 2,200 人強で推移しています。

また、総人口に対する障害者手帳所持者の比率は、令和 2 年度以降 7% 台で推移しています。

各種障害者手帳の所持状況の推移

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総人口	32,757	32,104	31,507	31,111	30,525	29,873
身体障害者手帳	1,626	1,634	1,640	1,644	1,636	1,590
愛護手帳(療育手帳)	353	364	371	379	381	374
精神障害者保健福祉手帳	240	227	242	244	258	254
障害者手帳所持者数(合計)	2,219	2,225	2,253	2,267	2,275	2,218
障害者手帳所持者比率	6.7%	6.9%	7.2%	7.3%	7.5%	7.4%

各年 3 月 31 日現在



各年 3 月 31 日現在

2. 身体障害者

(1) 年代別身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者は平成 30 年の 1,626 人から令和 5 年の 1,590 人となっており、令和 4 年以降減少傾向となっています。

年代別の所持者をみると 18 歳未満、18 歳以上ともに、令和 4 年以降手帳所持者数が減少傾向となっています。

年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
18 歳未満	17	18	15	16	13	12
18 歳以上	1,609	1,616	1,625	1,628	1,623	1,578
合 計	1,626	1,634	1,640	1,644	1,636	1,590

各年 3 月 31 日現在

（２）等級別身体障害者手帳の所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。
（等級は、重い順に１級から６級までとなっています。）

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
１ 級	516	519	519	517	524	504
２ 級	266	266	256	257	249	244
３ 級	287	279	279	282	277	275
４ 級	365	380	393	391	399	388
５ 級	75	77	78	78	74	68
６ 級	117	113	115	119	113	111

各年 3 月 31 日現在

（３）障害部位別身体障害者手帳の所持者数

障害部位別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、「音声・言語・そしゃく機能障害」「内部機能障害」が増加傾向、「視覚障害」「聴覚・平衡機能障害」「肢体不自由（上・下・体幹）」が減少傾向にあります。

障害部位別身体障害者手帳所持者数の推移

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	92	99	101	97	91	88
聴覚・平衡機能障害	192	191	188	195	179	168
音声・言語・そしゃく機能障害	16	17	17	15	16	18
肢体不自由（上・下・体幹）	800	791	772	760	747	724
内部機能障害	526	536	562	577	603	592

各年 3 月 31 日現在

3. 知的障害者

（１）年代別愛護手帳（療育手帳）の所持者数

愛護手帳の所持者は平成 30 年の 353 人から令和 5 年の 374 人となっています。

年代別愛護手帳の所持者数の推移

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18 歳未満	60	62	67	67	63	60
18 歳以上	293	302	304	312	318	314
合 計	353	364	371	379	381	374

各年 3 月 31 日現在

（２）障害程度別愛護手帳（療育手帳）の所持者数

障害程度別愛護手帳所持者数の推移をみると、「Ｂ判定」は増加傾向にあり、「Ｂ判定」は 200 人前後で推移しています。（等級は、Ａ判定の方がＢ判定より重くなっています。）

障害程度別愛護手帳所持者数の推移

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定	148	165	169	169	168	156
B判定	205	199	202	210	213	218

各年 3 月 31 日現在

4. 精神障害者

（１）等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成 30 年の 240 人から令和 5 年の 254 人と増加傾向となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移では、「３級」は増加傾向となっています。（等級は、重い順に 1 級、2 級、3 級の順となっています。）

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	89	78	77	67	66	62
2 級	128	127	139	150	162	156
3 級	23	22	26	27	30	36
合 計	240	227	242	244	258	254

各年 3 月 31 日現在

2－3 障害者の雇用

1. 障害者職業紹介状況

障害者の雇用に関してハローワーク五所川原における障害者職業紹介取扱状況をみると、新規求職申込者数および紹介件数は平成 31 年以降増減を繰り返しながら推移傾向にあり、紹介件数は令和 4 年、大幅な増加となっています。

就職件数では平成 30 年以降、100 件強で推移しています。

障害者職業紹介取扱状況の推移

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
新規求職申込者数	184	201	195	198	220	121
紹介件数	303	296	245	237	360	131
就職件数	109	108	100	96	110	51

資料：五所川原公共職業安定所（令和 5 年度の数値は令和 5 年 9 月末現在）

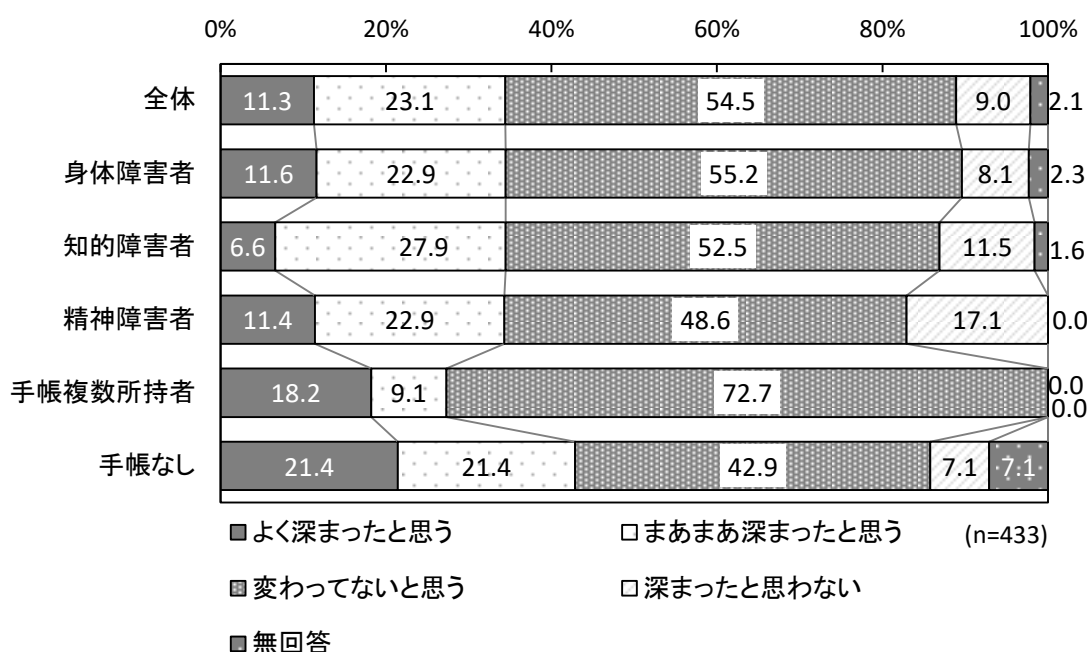
第3章 アンケートにみる障害者の生活課題と施策二一ズ

3-1 障害者アンケート調査

令和5年6月～7月に実施したアンケート調査（配布数：800、回収数：433、回収率：54.1%、回答者数：身体障害者＝310人、知的障害者＝61人、精神障害者＝35人、手帳複数所持者＝11人、手帳なしの方＝14人、無回答＝2人）にみる障害者の生活課題と施策二一ズは、以下の通りです。

1 障害者への理解について

【設問】ここ5年ほどで、周りの人の障害に対する理解は深まったと思いますか。

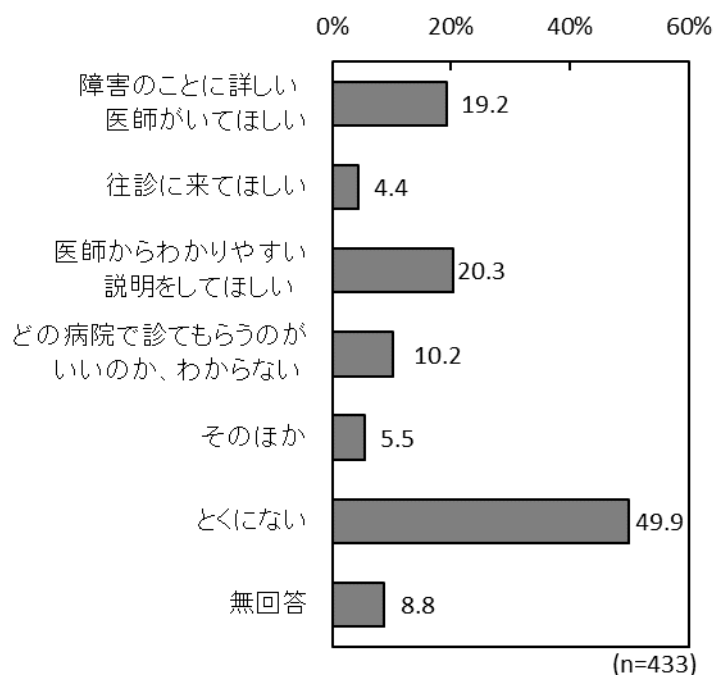


「全体」では「変わってないと思う」の割合が最も高く54.5%となっています。次いで「まあまあ深まったと思う」（23.1%）、「よく深まったと思う」（11.3%）となっています。

「障害のある人への理解が深まったと思いますか」については、「よく深まったと思う」と「まあまあ深まったと思う」の合計が、障害者全体で34.4%になっています。知的障害者の方については、「よく深まったと思う」が、他の障害者の半分以下程度と、他の障害者よりも少なくなっています。障害者への理解に対しては、半数以上が理解が深まったと感じていないことから、地域生活への移行や一般就労の促進に向けて、障害者への理解を促す啓発・広報活動等を展開していくことが求められます。また、障害の種類による差もあることを踏まえ、取組の内容を検討する必要があります。

2 保健・医療について

【設問】医療について、ふだん感じていることはありますか。



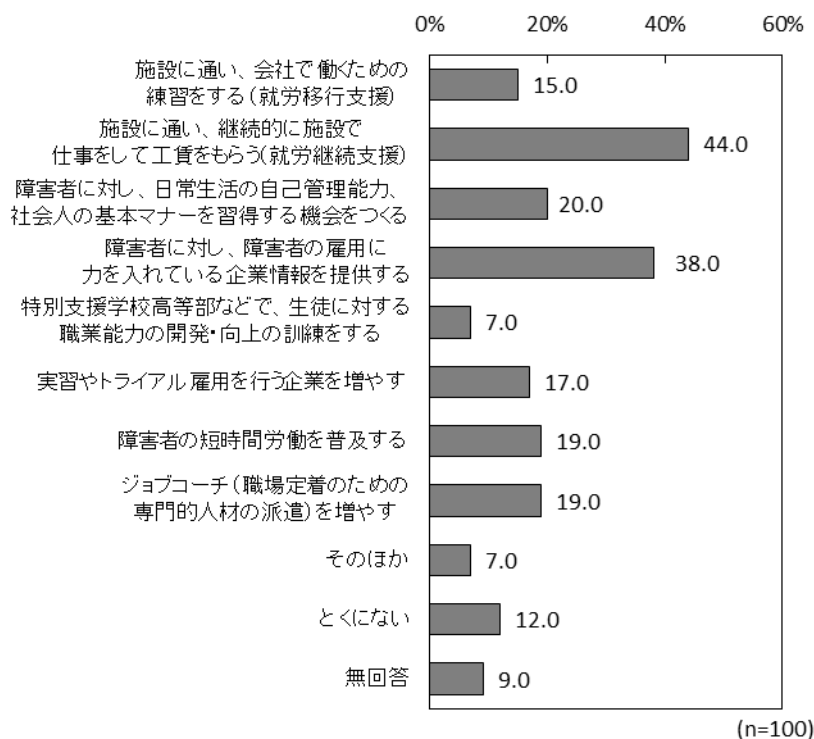
「とくにない」の割合が最も高く49.9%となっています。次いで「医師からわかりやすい説明をしてほしい」（20.3%）、「障害のことに詳しい医師がいてほしい」（19.2%）となっています。

障害の状態に応じた医療機関の選択や紹介、また相談支援事業所と連携した、医療に関する情報提供等について、保健・医療・福祉に関わる各専門機関が連携し、保健医療の充実を図っていくことが求められます。

また、割合としては少ないですが、「往診に来てほしい」が4.4%となっており、重度の障害者や高齢の障害者等においては、通院の移動に対する負担が大きいことから、今後においても訪問診療等のニーズが見込まれます。

3 雇用・就業について

【設問】就労支援としてとくに望むことはなんですか。（就労を希望する方）



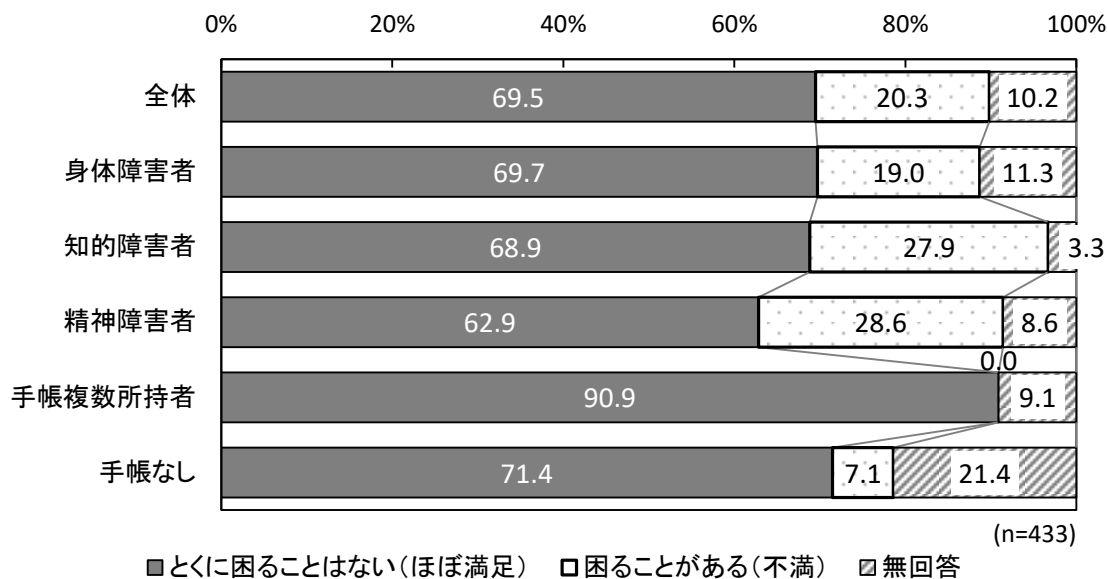
「施設に通い、継続的に施設で仕事をして工賃をもらう（就労継続支援）」の割合が最も高く44.0%となっています。次いで「障害者に対し、障害者の雇用に力を入れている企業情報を提供する」（38.0%）、「障害者に対し、日常生活の自己管理能力、社会人の基本マナーを習得する機会をつくる」（20.0%）となっています。

就労の支援については、技術や知識の習得に加え、障害者の雇用に積極的な企業の情報提供を行うことが、実際の就労につながります。さらに、企業が必要とする技術や知識も把握できるような情報提供により、就労の定着が継続するような取組が求められます。また、今回の制度改正により、「就労選択支援」が創設されたため、職業の選択および必要となる技術等とを併せ、就労希望者と企業等とのミスマッチを解消する体制構築を進めます。



4 相談体制について

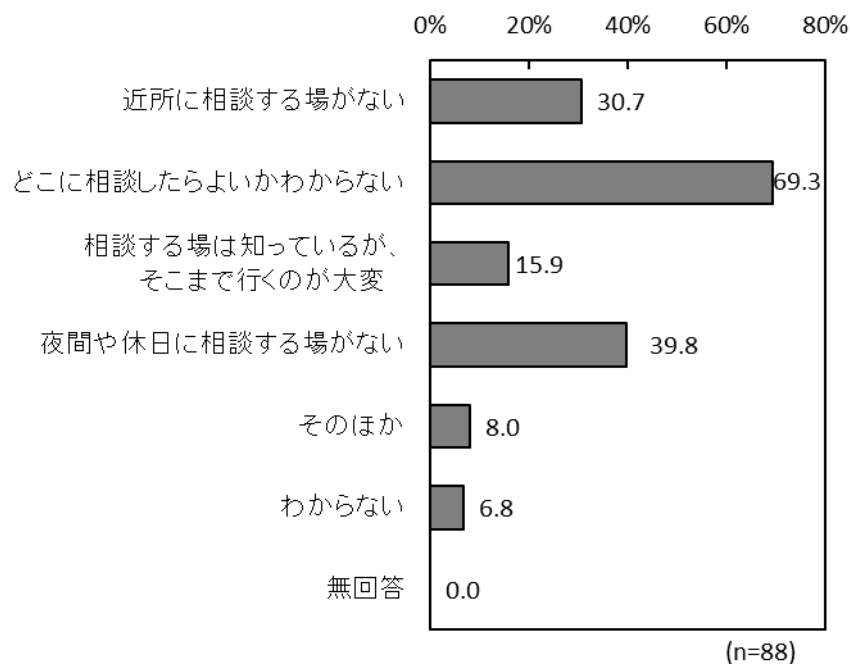
【設問】 いまのつがる市の相談体制に満足していますか。



「全体」では「とくに困ることはない（ほぼ満足）」の割合が高く69.5%となっています。次いで「困ることがある（不満）」（20.3%）となっています。

手帳所持別では、「手帳複数所持者」の割合が高く90.9%となっており、最も割合の小さい「精神障害者」（62.9%）との差異が28ポイントもあり、障害種別に応じた相談体制が求められています。

【設問】 その主な理由はなんですか。（「困ることがある（不満）」と答えた方）



「どこに相談したらよいかわからない」の割合が最も高く69.3%となっています。次いで「夜間や休日に相談する場がない」（39.8%）、「近所に相談する場がない」（30.7%）となっています。

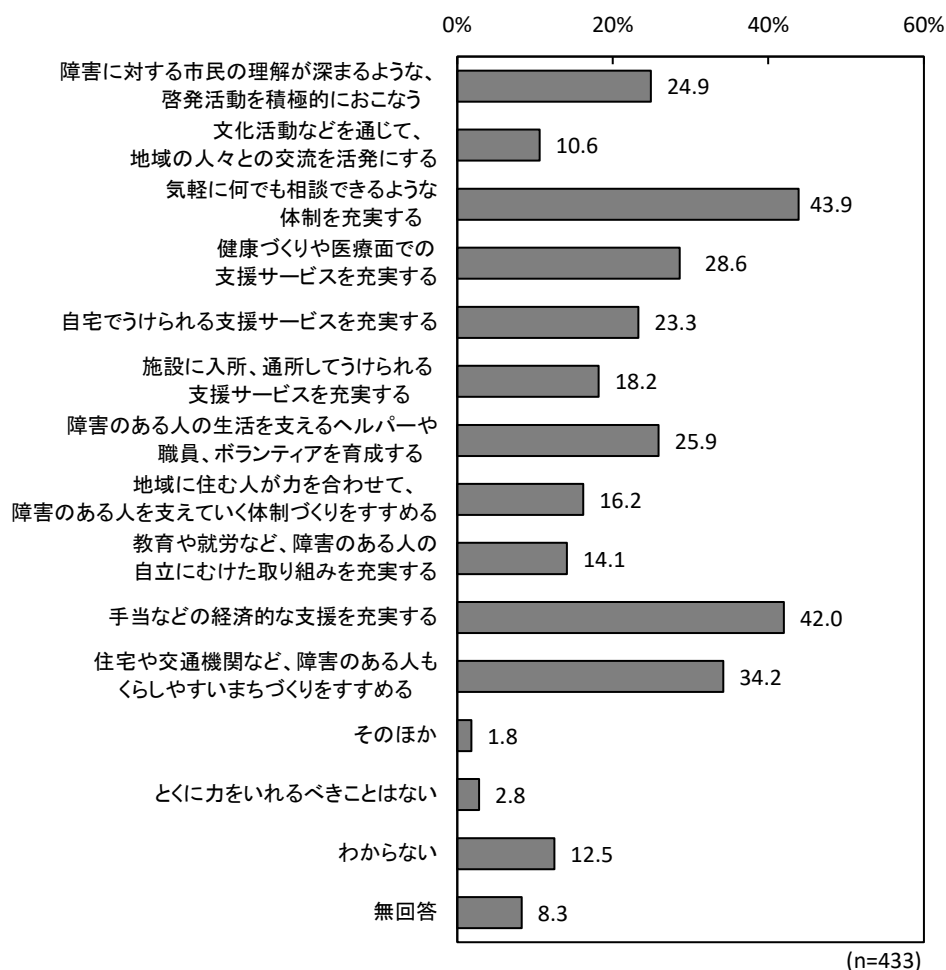
相談体制の充実化については、重層的整備支援の体制整備にも関わる点であるため、体制の構築とともに、利便性の高い場所や日時の設定等、いつでも、気になった時点で、すぐに相談できるよう、SNS やホームページ等の手段の拡充が望まれます。

また、相談先に関する情報も、医療・保健・福祉の関連機関だけでなく、公共施設はもとより、企業や学校等にも相談先の情報を拡充していくことが求められます。



5 障害者施策について

【設問】 障害者施策で重点的に進めるべきことはなんですか



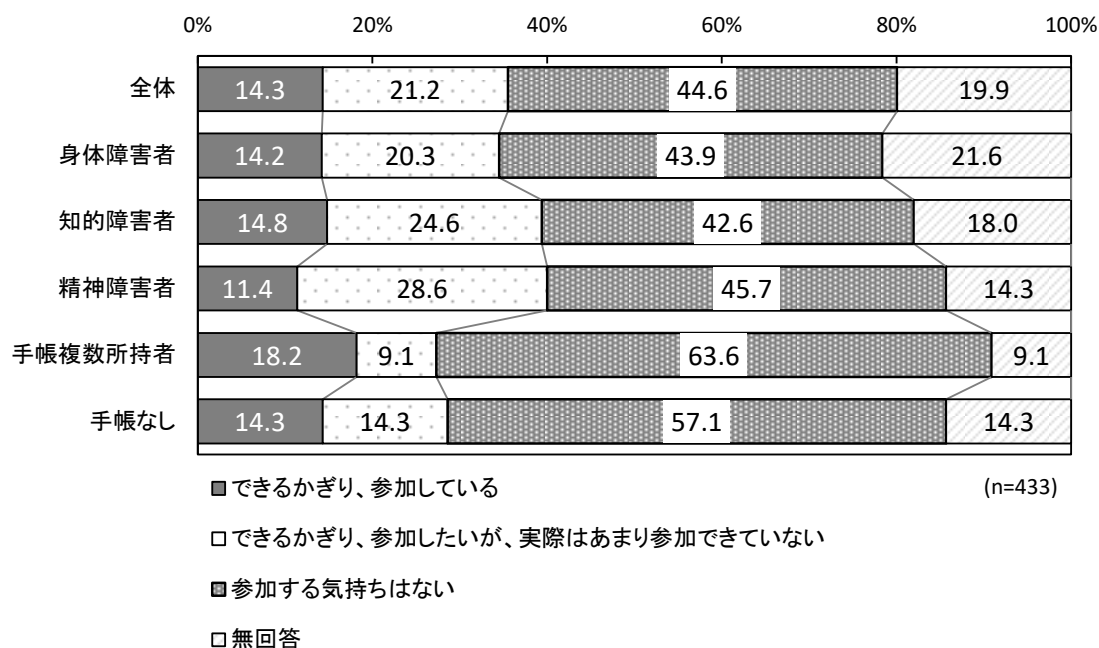
障害者施策で重点的に進めるべきことについては、「気軽に何でも相談できるような体制を充実する」の割合が最も高く43.9%となっています。次いで「手当などの経済的な支援を充実する」（42.0%）、「住宅や交通機関など、障害のある人もくらしやすいまちづくりをすすめる」（34.2%）となっています。

相談に対する体制については、前記「4 相談体制について」でも要望が挙がっており、気になった時にいつでも相談できるような体制とその周知が求められています。

次いで、「手当などの経済的な支援を充実する」（42.0%）、「住宅や交通機関など、障害のある人もくらしやすいまちづくりをすすめる」（34.2%）と続いています。地域生活への移行や自立に向けた生活に対しても重要度の高い項目でもあるため、拡充が求められます。これらの項目については、支援の制度や施設等の整備だけでなく、「地域共生社会」の実現に向けたしくみづくりを含めた取組を進めることが必要になっています。

6 社会参加について

【設問】興味を持っている行事や、文化・スポーツの活動に参加していますか。



行事や、文化・スポーツの活動に参加については、「参加する気持ちはない」の割合が最も高く 44.6%となっています。次いで「できるかぎり、参加したいが、実際はあまり参加できていない」(21.2%)、「できるかぎり、参加している」(14.3%)となっています。

障害種別では、「手帳複数所持者」の「できるかぎり、参加している」が 18.2%と最も高く、その他の障害種別は約 14%となっています。

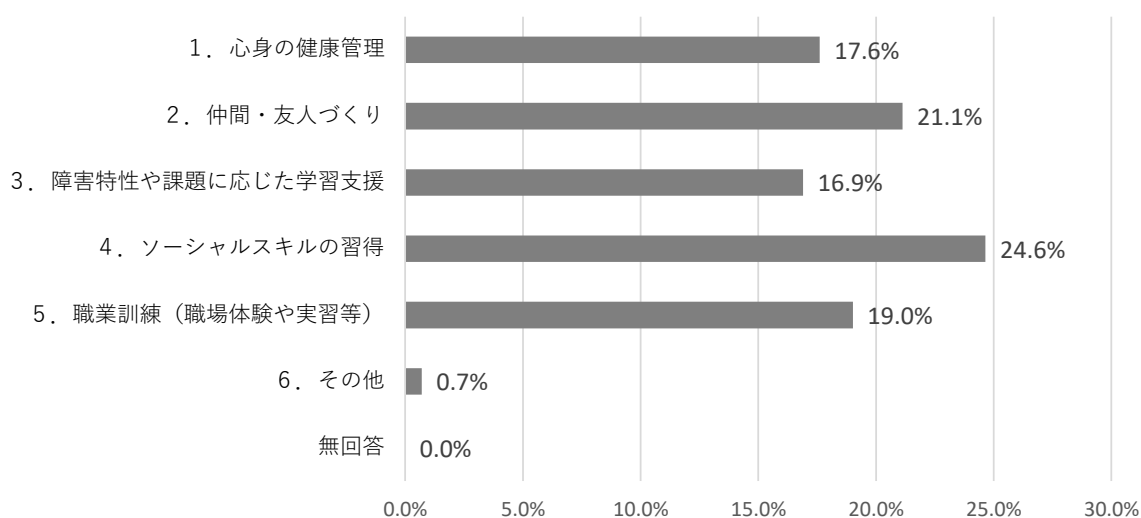
また、「できるかぎり、参加したいが、実際はあまり参加できていない」は、「精神障害者」が最も高く 28.6%となっています。この項目は、「手帳複数所持者」以外では、「できるかぎり、参加している」よりも多い割合であるため、今後は参加できていない要因の解消、低減に向けた取組により、参加者が増えることが望まれます。

3-2 子どもの発育・発達に関するアンケート調査

令和5年6月に、障害福祉サービス受給者証所持の子ども保護者対象に実施したアンケート調査（配布数：74、回収数：45、回収率：60.8%）にみる障害者の生活課題と施策ニーズは、以下の通りです。

1 卒業後の支援について

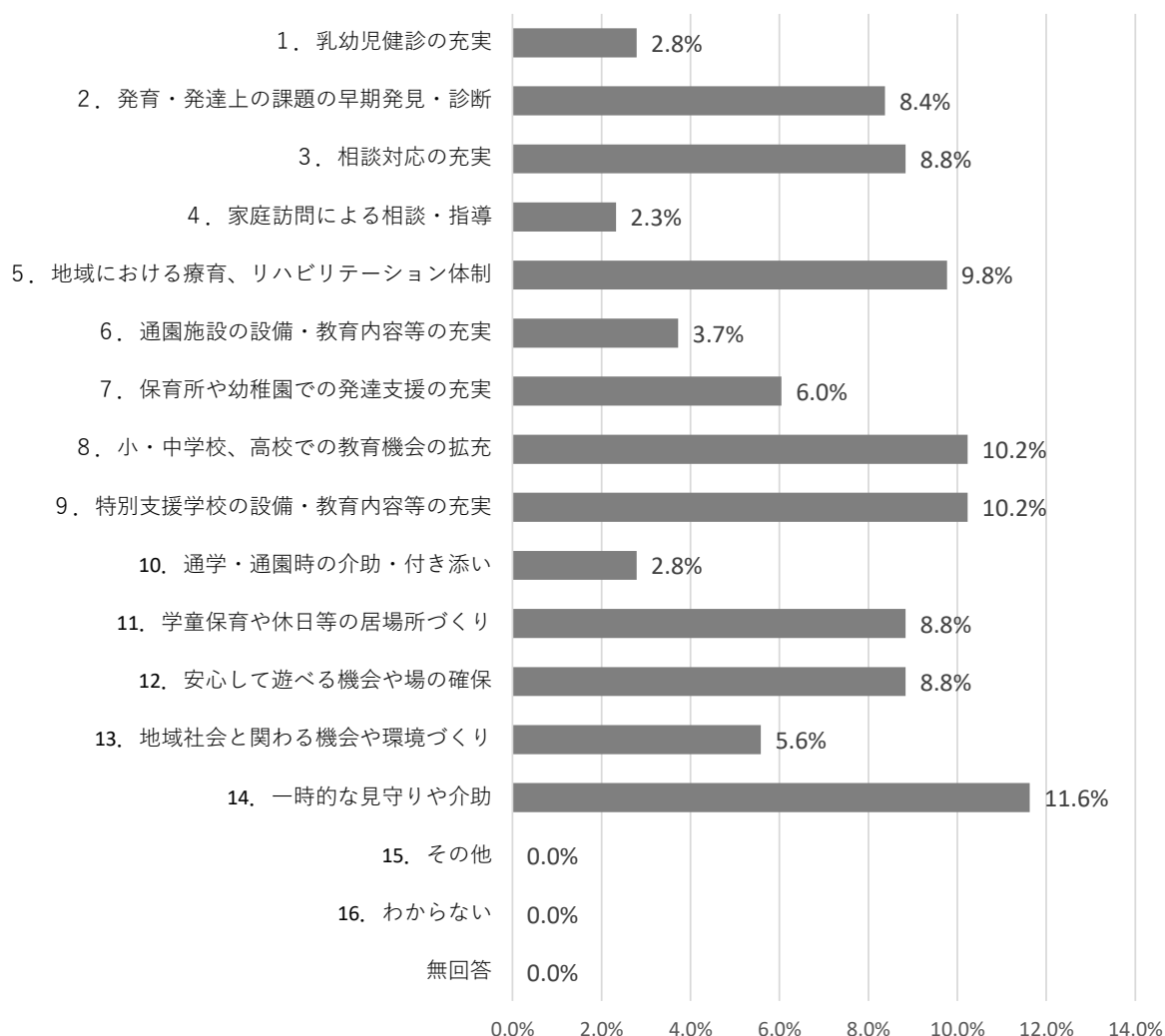
【設問】ご本人が学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援は何ですか。



ご本人が学校を卒業した後、社会生活を送るうえで必要だと思う支援は、「ソーシャルスキル（円滑な人間関係を保つための能力）の習得」の割合が最も高く 24.6%となっています。次いで「仲間・友人づくり」（21.1%）となっています。職業や学習よりも人間関係を重視した傾向になっています。

2 発育・発達上の支援が必要な子どもの施策等について

【設問】発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものは何ですか。



「（保護者が介助・支援できないときの）一時的な見守りや介助」の割合が最も高く11.6%となっていました。次いで、「小・中学校、高校での教育機会の拡充」および「特別支援学校の設備・教育内容等の充実」（ともに10.2%）となっています。「一時的な見守りや介助」からは、親の負担の大きさがうかがえる結果となっており、レスパイト目的の取組も求められます。

第4章 事業所調査にみる地域の課題とニーズ

第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画の策定にあたって、市内の障害福祉施設、事業所等に地域における事業運営、障害福祉関連施策・また利用する障害者、障害児の抱える課題やニーズについて調査を行いました。

調査方法は、ヒアリングシートに事前記入した内容について、別途ヒアリングにより詳細な内容を確認しました（一部の事業所等はヒアリングシートの回答のみ）。

1. 調査期間

- ①ヒアリングシート記入：令和5年9月1日～令和5年9月13日
- ②ヒアリング：令和5年10月6日～令和5年10月10日

2. 対象事業所

- ・計画相談支援・地域移行支援・就労支援・入所支援・短期入所・グループホーム・障害児通所支援等（計19事業所。うち8事業所に対し、ヒアリング実施）

3. 調査結果概要（地域の障害福祉事業所における課題・ニーズ）

- ①障害者の家族の負担が大きい。地域との交流が少ない場合が多く、「親亡き後」の対応についても不安に思われている方も多い。
- ②ひきこもりの方に対する支援のしくみが必要ではないか。具体的な対応が見えない状況で家族への負担も大きいため、ひきこもりの方の社会活動参加支援に向けた施策等が求められる。
- ③学校が長期休暇中における障害児、発達障害児が過ごせる場所、機会の確保が望まれる（保護者の負担軽減含め）。
- ④障害のある子どもの早期発見、早期対応のしくみと保護者への理解につなげる体制が求められる。早期の対応により、将来的な社会活動の可能性は高くなると考えられる。
- ⑤障害のある子どもに対しては、就学後の支援体制が少なく、負担が増大するケースが多い。この場合、保護者の負担も増えるため、就学後の支援体制の構築が求められる。
- ⑥一般就労について、職場の方の障害やその特性についての理解や少しの手助けがあれば、さらに安定した就労が進むと考えられる。
- ⑦強度行動障害者の新規受け入れが難しい状況である。有資格者の不足や設備

（施設内のレイアウト）等が利用者特性に適切でない場合がある。これまでの事例等ノウハウがあるので、他事業所への情報提供等では協力可能である。

⑧強度行動障害の受け入れに伴う、加算要件のための記録類が多く、事務的な作業負担が膨大なため、加算請求が難しい。

⑨コロナ禍により、就労支援事業所の取引先の事業縮小、撤退があり、利用者の仕事がなくなり、工賃の確保が難しくなった。個々の事業所での新規の取引先の開拓も難しい状況であり、支援体制が望まれる。

第2編 障害者計画

序章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

本市の「つがる市総合計画」において、保健・医療・福祉分野の目標は、「お互いを認め合い支え合う共生のこころづくり」と定められています。近年の国の社会福祉動向でも、「地域共生社会」の実現が掲げられていますが、本市でも、障害のある、なしに関わらず、住み慣れたつがる市においてともに暮らしていけることを目指しています。少子高齢化が進み、人口減少も続くなか、この地域に暮らす人々のことを「我が事」のように分かりあい、「支え手」、「受け手」に分かれるのではなく、支える意識を育むことが地域の力になります。

このような地域の力、地域の思い、地域のつながりを住民主体で育むことを目指し、本計画の基本理念を「わかりあい 支えあい ともにつながる 共生のまち」と定めます。



基 本 理 念

わかりあい 支えあい
ともしつながる 共生のまち

第2節 施策推進の基本方針

障害者施策を推進していく基本方針として、以下の4つを位置づけます。

1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者をサービスの対象としてのみ捉えるのではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参画する主体として考えます。障害者施策や障害福祉サービスを実施するにあたり、障害者及びその家族、支援者等の意見を聴き、その意見を尊重します。

2 住み慣れた地域でのサービスの利用と一元的な障害福祉サービスの実施

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう、障害福祉サービス等の利用ができることを基本とします。障害福祉サービスは、身体・知的・精神・難病等の障害の種別に関わらず実施します。

3 障害者の課題に対応した地域共生社会実現に向けた取組

地域生活への移行や福祉施設への入所、就労支援といった、様々な障害者の生活・自立支援ニーズを満たすサービス提供体制の整備を進めます。公的なサービスの充実だけでなく、地域資源の活用や地域内での支えあい意識の発展を促すなど、地域共生社会を実現しうる地域福祉体制の構築を目指します。

4 障害児と家族を支える地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進

障害のある子どもや、発達に支援を要する子どもが、乳児期から成人するまで、一貫した支援体制とサービス提供体制を構築できる環境の整備を進めます。充実したサービス提供体制により、障害児をもつ保護者の心身の健康維持や自立した生活の維持を支援します。支える対象である、障害のある子どもと保護者、家族が関係者そして地域から支えられるような環境を目指します。

第3節 基本目標

これまでの施策を継承しつつ、基本理念である「わかりあい 支えあい とともにつながら 共生のまち」を実現するための3つの目標を掲げます。

基本目標1 とともに尊重しあい支えあうまちへ

この地域で、障害のある人、ない人が、支えあうにあたっては、お互いのことを理解し、共感し、尊重しあえる関係づくりが求められます。そのためには、多くの交流活動を通じて障害のある人に対する理解を促進するとともに、障害のある人の地域生活を支えるボランティアの育成、心のバリアフリー化および生活空間のバリアフリー化を推進し、地域の人々すべてが、一人一人の個性や違いを尊重し合い、ともに支えるまちを目指します。

基本目標2 とともに地域で育ち、ともに暮らせるまちへ

住み慣れたこの地域でこれまでも、これからも暮らしていくためには、心身ともに安心して過ごせる生活環境が提供されることが望まれます。障害のある人の悩みや要望、提案などの声を聞きながらニーズを的確に把握し、サービス提供主体の確保および質の向上を進めるとともに、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、関係機関および関係分野の総合的な連携のもとに相談支援体制の充実および権利擁護の推進に努め、地域で家族と仲間と暮らしていくことのできるまちを目指します。

基本目標3 とともにいきいきと社会で活躍できるまちへ

一人一人の人の個性や目標に応じて積極的に社会参加することができる機会や環境づくりによって、障害者の意欲と生きがいを実現し、それにより一人一人が活躍でき、その活躍が同じ障害者の勇気や希望につながることを実現できるまちを目指します。

第4節 主要施策

基本目標実現のため、以下の主要施策を推進します。

1 啓発・広報

すべての市民が互いに尊重しあい、障害への正しい理解を深めるため、今後とも、様々な媒体を活用し、多様な機会を通じて、啓発活動を推進していきます。

2 生活環境

地域ぐるみで障害者の安全を見守る支えあいのネットワークづくりを図るとともに、住宅や公共公益施設、道路、交通機関などの環境整備に努めます。

3 生活支援

障害福祉サービスや、その他の各種生活支援サービスなど、心身の状況やニーズに応じた多様な支援を行い、一人一人の生活の質の向上を図っていきます。

4 保健・医療

心身の健康の維持・増進・回復を図るきめ細かな保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

5 教育・育成

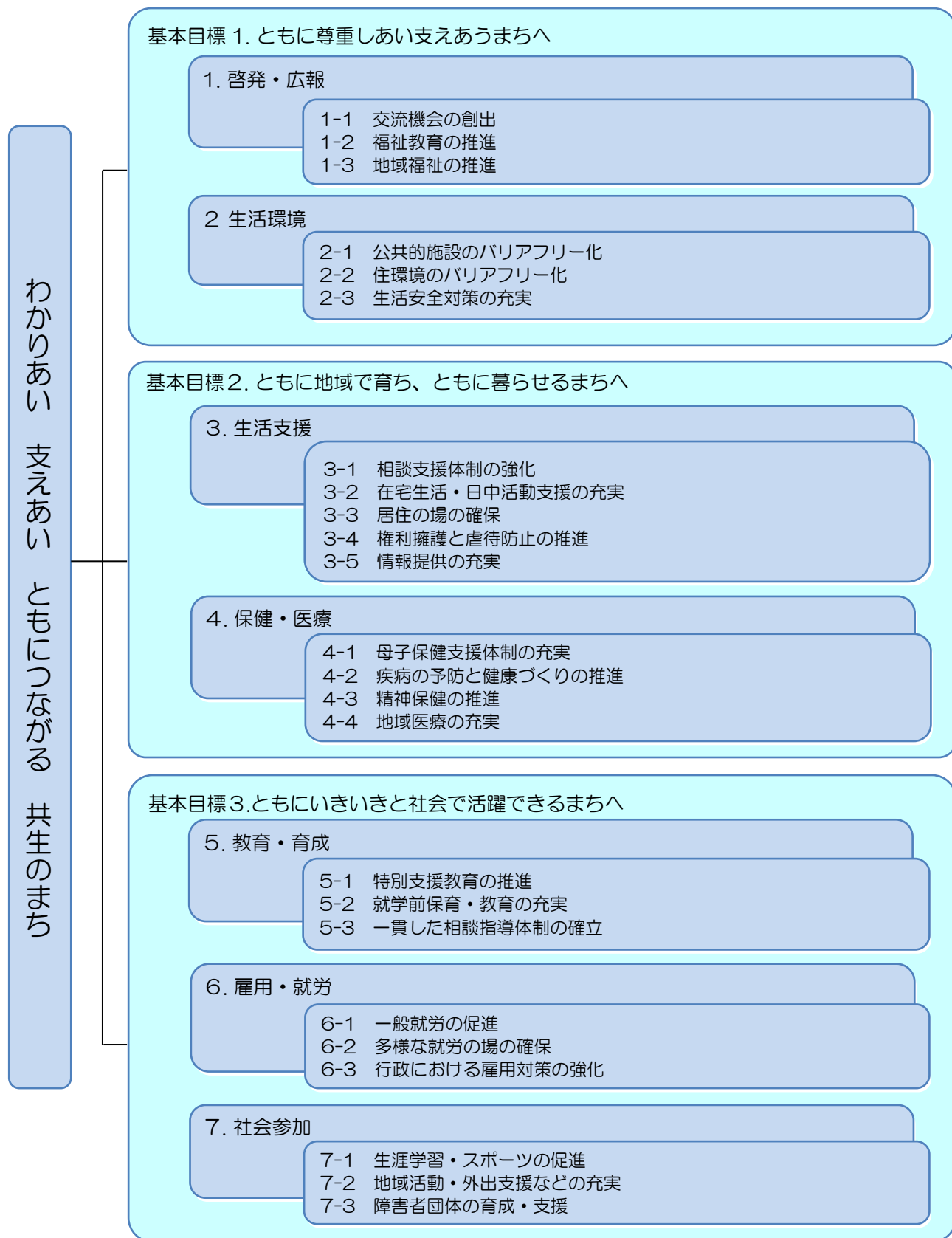
特別支援学校と地域の学校等が連携しながら、一人一人の個性や可能性を伸ばす教育を推進していきます。

6 雇用・就労

地域での障害者の雇用を積極的に促進するとともに、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

7 社会参加

生涯学習・スポーツなど、幅広い活動に参加するための条件整備を進め、一人一人の個性や能力をまちづくりに最大限に生かします。



第1章 啓発・広報

1-1 交流機会の創出

〔現状と課題〕

障害者福祉についての関心や理解が高まり、ソーシャルインクルージョン※2の理念も徐々に普及してきました。令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、公共施設だけでなく、一般の事業者においても障害のある人への合理的配慮が義務化されました。市では、「障害を理由とする差別を解消するためのつがる市職員対応要領」を策定しており、職員一人一人が、窓口・電話等で合理的配慮の提供が適切にできるよう意識の啓発を図ります。

また、つがる市では令和5年6月に実施したアンケート調査では、周囲の障害への理解が深まったと思うか、との設問に対し、「変わってないと思う」(54.5%)が最も高く、依然として、誤解や偏見により、障害を理由に不利な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じてしまったりしている障害者が少なくありません。

今後もあらゆる機会における交流を通じて、障害のある人への理解、認識を深めることが必要です。現在、交流促進に対する事業は各種団体ごとに実施しており、今後においては、障害者同士や障害のある人となない人との交流を創出するための取組を推進していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障害のあるなしに関らず、さまざまな人たちとの交流機会の創出を図り、ふれ合いを通じて、障害のある人に対する理解の促進を図ります。

また、関係団体との協力のもとに団体間の交流のきっかけづくりを行うなど、障害の種別や地域を越えた団体同士での交流促進を図ります。

さらに、市広報やホームページなどを活用し、障害者福祉の理解を深めるための啓発・広報を推進していきます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
交流促進事業	家族会・当事者の会など数団体が活動を行うなか、各団体相互の交流や情報交換の場を設け、団体間の連携強化を図る。

事業名	事業概要
《重点事業》 生涯学習講座、地域活動	生涯学習講座や地域活動（障害者福祉の関連行事、行政区活動、地域行事、スポーツなど）への参加者の拡大を図る。

※2：ソーシャルインクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うこと。

1-2 福祉教育の推進

〔現状と課題〕

市内の小・中学校や幼稚園・保育所、さらには各種の生涯学習の場においては、社会福祉協議会と連携しながら、手話教室（手話体験など）、車椅子等の体験や施設訪問など、様々な活動を通じて福祉教育を推進しています。

今後も、これらの取組を推進し、「いろいろな人たちと力をあわせながら、誰もが安心して豊かに暮らせるまちをつくっていく」という地域福祉の理念の普及を図っていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

今後も、保育所、幼稚園、学校、社会福祉協議会等が連携しながら、子どもたちへの福祉教育を推進するとともに、生涯学習での福祉教育の拡充を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
家庭教育支援推進事業	発達障害や地域のソーシャルインクルージョンをテーマにした講座を開催し、障害児・者に関する理解を深めると同時に、親と子ども、地域と子どものかかわりを学ぶ事業を推進する。
生涯学習講座、老人クラブ活動	生涯学習講座、老人クラブ活動などにおいて、障害に対する理解と認識を深めるためのプログラムを開催する。特に、外見からはわかりづらい障害（知的障害、発達障害、精神障害など）に関する啓発を重点的に行う。

事業名	事業概要
《重点事業》 体験型教育、交流教育	保育所、幼稚園、学校を通じた福祉教育のカリキュラムを体系化し、福祉施設での体験学習や体験ボランティアなど、体験型の福祉教育を進める。 また、学校行事や教育活動において、特別支援学級の児童生徒と普通学級の児童生徒の共同活動、特別支援学校の児童生徒と市内小・中学校の児童生徒の交流など、交流教育を図る。

1－3 地域福祉の推進

〔現状と課題〕

障害者が地域で安心して暮らせるためには、地域住民が日頃から障害者を支えていくことが重要です。

本市では、ほのぼのコミュニティ21推進事業について社会福祉協議会に委託し、市民参加による地域福祉活動を推進しています。また、移送サービスやデイサービスをはじめ障害者を対象とした生活支援を行っている団体などによるボランティア活動が行われているほか、精神障害者に対する保健活動においても、ボランティアの力が大きな支えとなっています。

今後、ボランティア活動がさらに活発に行われるためには、人材を確保するとともに、活動の活性化につながる支援が求められています。

〔施策展開の方向〕

今後も、社会福祉協議会などと連携しながら、こうした既存の地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、これまで活動に参加したことのない市民のボランティアへの参画を促進していきます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
ほのぼのコミュニティ21推進事業	市民参加による地域福祉活動を総合的に推進するために見守りネットワークコーディネーターを配置し、在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者などの見守り支援ネットワークの構築と見守りネットワーク連絡会議および個別ケース検討会議などを通して誰もがともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域福祉社会の実現に向けて取り組む。

事業名	事業概要
精神障害者ボランティアグループ活動支援	精神保健福祉ボランティア「エールの会」をはじめ家族会などの活動を支援するとともに、勉強会・研修会を開催し、知識の普及啓発や活動意欲の向上を図る。
青少年ボランティア	中高生を対象に、施設での体験学習やボランティア交流を行い、地域で活動する青少年ボランティアを育成する。
《重点事業》 偏見と差別の要因除去に向けた活動	直接的・間接的を問わず、障害を理由とする差別の撲滅に向けて、障害に対する偏見や社会的排除の事例紹介、差別を受けた場合の相談体制の充実、障害者が感じることの多い交通機関の不便さの改善など、障害に対する差別となる要因を取り除く活動を推進する。
地域ボランティア活動	地域住民を中心として、在宅や施設でのボランティア活動、シルバーボランティア活動などに積極的に参加するしくみづくりを行う。 各地区活動における地域福祉活動や他分野（教育、学習、防災、防犯など）と連動した地域活動の活性化を支援する。

第2章 生活環境

2-1 公共的施設のバリアフリー化

〔現状と課題〕

ユニバーサルデザイン※3に関する理念や法制度が社会に浸透し、道路や公園、公共公益施設の段差解消、障害者用トイレ、障害者用駐車場、エレベーター、手すりの設置などが進みましたが、予算的な制約から、優先度の高いところから実施されている状況であり、優先度が高くても未整備なところは数多くあります。

障害者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができるまちづくりを一層進めることが求められます。

〔施策展開の方向〕

公共施設や道路などについて、ユニバーサルデザイン化に配慮しながら、計画的に、道路や公園、公共建築物の整備を進めます。

また、公共施設のみならず、駅や商店など、民間公益施設についても、ユニバーサルデザイン化に向けた改善への協力を要請していきます。

さらに、特定の色が認知しづらい人のため、色覚の状況に関係なく正しく情報が読み取れるよう配色を工夫したカラーユニバーサルデザインの推進に努めていきます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
公共施設のバリアフリー化	スポーツ施設、学校、福祉や医療を含めた公共的施設について、障害者用トイレや手すり・スロープなどの設置を推進し、利用者の状況に応じた対策を図る。
《重点事業》 公共施設職員研修	公共施設職員に障害者への配慮に関する研修を実施する。

※3：ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害のあるなし、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

2-2 住環境のバリアフリー化

〔現状と課題〕

市営住宅については、維持管理、改善、建替を効率的・計画的に進めるための「長寿命化計画」に基づき、整備を図っています。

新規の団地建設に際しては、高齢者や障害者に優しい住宅の供給に努めていますが、従前の入居者に対するバリアフリー化の取組に課題が残されています。

また、障害者の高齢化などを背景に、今後も住宅改修に対するニーズが増えると思われることから、障害のある方が地域で安心して暮らしていくためにも、居住空間におけるバリアフリー化と隣接する道路などの整備を推進する必要があります。

〔施策展開の方向〕

市営住宅の建替えなどに際し、ユニバーサルデザインによるまちづくりの視点に立った建設や改修を推進し、玄関から車道などの段差解消や住宅改修に関する制度の周知を図りながら、利用者が暮らしやすい住宅に改善していくための支援の充実を図ります。

また、災害時の避難施設などに連絡する主要道路に配慮した整備を行います。

■主な実施事業

事業名	事業概要
市営住宅のバリアフリー化	公営住宅長寿命化計画をはじめとする諸計画に基づき、耐用年数を経過した建物について順次建て替えを進める。 新規の団地建設に際しては、高齢者対応、車いす用スロープの設置など利用者に優しい住宅の供給に努める。
住宅改修	重度の下肢障害などを持つ方の在宅生活の支援や、介助者の負担軽減を図るため、現在居住する住宅(借家も家主の承諾があれば可)を改修する場合に、その費用の一部を助成する。

2－3 生活安全対策の充実

〔現状と課題〕

本市では、支援を必要とする要援護者に対し適切な支援体制が取れるよう、災害時要援護者避難支援登録制度を実施し、災害時要援護者登録台帳への登録を進めていきます。また、自主防災会や民生委員・児童委員といった地域支援者との連携を強化します。

障害者や高齢者等、個別事情に沿った特別な配慮がなされる福祉避難所の設置も進めています。

障害者アンケートによると、「障害に配慮した対応をしてくれる避難所が近くにない」(26.3%)、「安全なところまで避難できない」(21.2%)、「被害状況、避難場所、物資のある場所がわからない」(20.6%)といった声が上がっており、障害者に配慮した避難所運営や、避難支援、医療との連携強化など、障害者への防災対策が一層求められます。

また、障害者の犯罪被害を防止するため、地域ぐるみで防犯対策を推進していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障害者が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。

そのために、災害時要援護者登録台帳への登録を引き続き推進するほか、障害者に配慮した避難・避難所運営の訓練の継続実施など、自主防災活動の一層の活性化に努めます。

また、災害情報の多様な伝達手段の確保を図るとともに、平時から関係機関と情報共有し、福祉避難所での要配慮者の受け入れ体制の充実に努めます。

さらに、事業継続計画に基づき、水道などのライフラインの早期復旧や福祉サービスの継続・再開が可能となるよう取り組み、民間の要配慮者利用施設の迅速な避難・応急活動・業務継続のため必要な支援に努めます。

防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。

■主な実施事業

業名	事業概要
防災訓練	自主防災組織が行う市民に対する防災意識の普及・啓発活動、防災教育や防災訓練への障害者の参加を支援する。
住宅の防災対策	災害時要援護者の住宅防火診断、住宅用火災警報器設置を促進する。
《重点事業》 災害時等要援護者支援体制の充実	健康福祉部担当課・社会福祉協議会などと連携しながら要援護高齢者・障害者などの避難誘導や情報伝達を速やかに行うため、実態把握と避難場所確保に努める。 自主防災組織の範囲ごとに災害時要援護者の実態を継続的に把握し、個々の身体状況や生活状況に応じた緊急・災害時の見守り体制（災害時要援護者支援制度）の充実を図る。
交通安全対策	外出時の交通事故防止のため、交通安全教室などを通じての交通安全意識の啓発、交通安全施設の整備に努める。
《重点事業》 防犯対策	犯罪から障害者とその家族を守るために、広報、相談活動、見守り活動を進める。 特に、近年、障害者や高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などが多発していることから、障害者の財産を守るため、消費生活に関する知識の普及、定期的な情報提供、消費生活相談窓口の周知を進める。

第3章 生活支援

3-1 相談支援体制の強化

〔現状と課題〕

障害福祉サービスの利用に際しては、サービス利用計画書を作成することが求められており、障害のある人が、自身の意向や状況に応じて目標を設定し、サービス利用計画を作成するにあたって、計画相談の役割は重要になってきています。

障害者アンケートからは、市の相談体制については「ほぼ満足」が約7割と、おおむね評価していることがわかります。その一方で、不満な人のなかには「どこに相談したらよいかわからない」が約7割となっていることなどをふまえ、より一層、利用者本位の相談体制の強化に取り組むことが必要となります。

気軽に相談できる身近な相談支援体制については、障害者施策のなかでも最も重要視されている施策のひとつであることから、障害の状態に応じたきめ細かな支援に応じられるよう、さらなる体制強化と連携を図っていく必要があります。

特に、障害者及びその家族の高齢化に伴い、高齢福祉分野との密接な連携がより重要となっています。また、利用者本位の相談を実施していくことが求められます。

地域共生社会の実現に向けて、重層的支援整備が求められますが、ここにおいても相談支援体制の強化は重要であり、幅広いニーズに対応する必要があります。

〔施策展開の方向〕

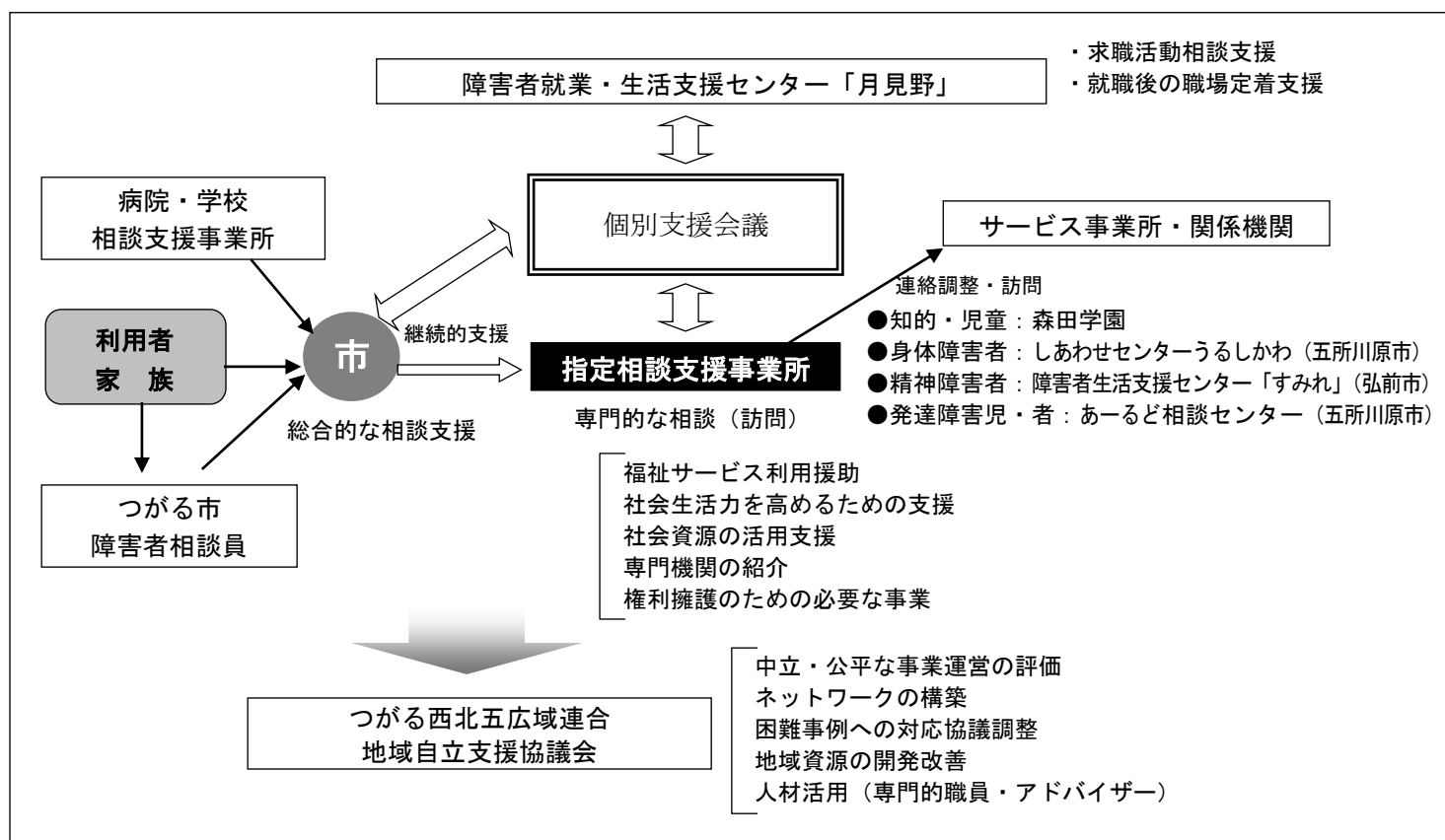
障害者の相談については、障害者の主体性と自己決定を尊重しながら、ニーズに応じたサービス等の利用や地域生活の実現につながるよう、相談支援の質の向上が必要とされます。

様々な状況の障害者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、各相談場所における体制を充実するとともに、必要に応じ、関係機関と連携する体制を整備します。

とりわけ、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するため、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実を図ります。

また、複雑な家庭事情のある対象者にも十分な対応をするため、困難事例等に関する協議、地域の関係機関との情報連携など、地域課題を共有し関係機関の連携強化に取り組み、人材育成をはじめとする相談支援体制の充実を図り、重層的な支援体制の構築を推進します。

[つがる市障害者相談支援事業のイメージ]



3-2 在宅生活・日中活動支援の充実

〔現状と課題〕

障害のある人が地域で安心した暮らしを営んでいくうえで、在宅生活を支える各種サービスの充実には欠かせません。在宅生活での障害者本人の生活の質（ＱＯＬ）を高めるとともに、家族の介護負担の軽減を図るため、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等、在宅生活への支援の拡充に努めています。

また、障害者が住み慣れた地域で生活を継続していくためには、能力の維持や機能の向上をしていくことが重要です。

日中、活動することにより、生活リズムを整え、創作・生産活動への参加や支援者・利用者との交流など日常的な体験をとおして、意欲の向上及び生活のハリを保つことにつながります。また、運動不足や肥満解消に向けた外出支援や体力づくりにも取り組む必要があります。

日中活動の場として、地域活動支援センターのほか、障害児などが療育を受ける児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所、生活介護や生活訓練を行う事業所などがあります。

〔施策展開の方向〕

障害者総合支援法に基づく在宅生活支援の充実に努めながら、特別障害者手当をはじめとする各種手当・年金、税や利用料の特別措置など、経済的支援制度の周知と利用促進に努めます。

特に、緊急時や介護負担の軽減を図るため、必要とする時、容易に利用できる短期入所（ショートステイ）の拡充をはたらきかけていきます。

さらに、対象者に応じた支援を提供するため、サービス提供事業所と関係機関との連携の強化や多様な事業所の参入促進など、サービス提供体制の充実に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
サービスの基盤整備	県や近隣自治体と連携しながら、利用ニーズ（意向・要望）に対応できる障害福祉サービスの基盤整備（サービス事業者の確保、人材の育成など）を進める。
《重点事業》 質の高いサービスの確保	地域自立支援協議会やサービス事業者と連携し、利用者アンケートの実施、サービス事業者との情報交換、各種研修会の実施などを適宜実施し、障害のある人にかかわる従事者の専門性の向上、苦情や困難事例の解決に向けた体制の強化など、サービスの質の向上に努める。
安定した暮らしへの支援	障害者とその家族の暮らしの安定を支援するため、国、県、市、関係機関などの各種助成制度（年金・手当の支給、税の優遇措置、交通機関の運賃割引など）について手帳交付時にわかりやすく説明するとともに、広報紙、ホームページに掲載するなど、周知と活用を促進を図る。

3－3 居住の場の確保

〔現状と課題〕

居住の場への支援には、「施設入所支援」、「共同生活援助（グループホーム）」、「福祉ホーム」と一般住宅施策があります。

居住施設の充実を促進するとともに、施設入所支援利用から在宅やグループホームでの生活への移行を図っていくことが求められます。

障害者アンケートの結果からは、3年後の住まい方の希望として「自宅やアパートで、配偶者またはパートナーといっしょに暮らす」、「自宅やアパートで、親・親族・兄弟姉妹といっしょに暮らす」との回答を合わせると半数以上となっており、質の高い居住サービス事業者の確保とともに、障害者のいる家庭への一層の支援が必要といえます。

また、社会的な理由などにより長期入院されている方も少なくないことから、地域で生活できるよう支援が必要となっています。

〔施策展開の方向〕

障害福祉サービスの居住系サービスは、障害者が地域で安心して生活していくために重要であり、ニーズに応じた確保を図り、地域生活への移行を支援していきます。

特に、グループホームは、ニーズがあるとの見込みであるため、その拡充についてはたらきかけるとともに、自立生活援助サービスの提供体制の確保に努めます。

3－4 権利擁護と虐待防止の推進

〔現状と課題〕

障害特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、対人トラブル等の困難が生じてしまうといったケースへの対応が求められています。

そのための制度として、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。「日常生活自立支援事業」は、社会福祉協議会がその相談窓口となり、事業を実施しています。また、「成年後見制度」は、家庭裁判所に申し立てをし、手続きをするものですが、市ではその普及や利用支援に努めています。

一方、制度の理解については、アンケート調査結果から「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」とも半数以上が「知らない」と回答しており、認知度向上、啓発に向けた取組が望まれます。これらの制度は、必要性があると考えられる場合でも利用に結びついていないケースも多く、一層の利用促進が求められます。

日常生活自立支援事業・成年後見制度

区 分	内 容	
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
成年後見制度	(1) 法定後見 (判断能力が衰えた後)	① 後見 ：ほとんど判断できない人が対象 ② 保佐 ：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③ 補助 ：判断能力が不十分な人が対象
	(2) 任意後見 (判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく)	

また、虐待防止については、本市では、福祉課障害福祉係が「市障害者虐待防止センター」の機能を持ち、障害者の保護や支援とあわせて、「虐待される人」・「虐待してしまう人」にならないために、障害者虐待防止法に基づく虐待防止ネットワークづくりに努めています。

す。全国的に虐待事案が依然、発生していることから、関係機関が密に連携し、取組を強化していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に取り組みます。

判断能力の不十分な障害者については、生活上、支障を来すことがないように、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。また、成年後見制度における法人後見事業については、社会福祉協議会による実施を促進していきます。

さらに、支援者をはじめとする地域での見守り体制の構築を図り、虐待防止を含む権利擁護支援を強化します。

虐待については、福祉課障害福祉係が、「障害者虐待防止センター」として、介護者の障害理解の促進や過重な介護負担の軽減により未然防止を図るとともに、通報義務等障害者虐待防止について周知徹底し、早期発見・早期対応について関係機関との連携を強化します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
《重点事業》 日常生活自立支援事業の利用促進	知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない方へ福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理などを行う。
《重点事業》 成年後見制度の周知	パンフレットに掲載し配布するとともに、ホームページなどにも掲載し周知と利用促進を図る。
成年後見制度利用支援事業	制度の利用が必要な方に対し、手続きなどの支援を積極的に実施する。
人権擁護相談	人権に関するさまざまな問題について、人権擁護委員が相談に応じ、解決のための必要な助言と指導を行う。
《重点事業》 障害者虐待防止対策	関係機関との連携のもと、虐待防止ネットワークを構築し、虐待の防止・早期発見・早期対応を図る。

（用語）成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な方に代わり、後見人・保佐人・補助人により財産管理や法律行為全般を行う制度です。

また、判断能力が充分なうちに、判断能力が衰えた時に備えて後見人となるべき人と契約しておくことができます。

（用語）日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、福祉サービスを適切に利用することが困難な方の権利擁護を目的とし、その人が自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用助言な

どを行います。

（参考）障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月施行）の「市町村障害者虐待防止センター（第三十二条）」

市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

3－5 情報提供の充実

〔現状と課題〕

本市では、障害のある人の生活を支援するさまざまなサービスや各種制度について、広報紙への掲載のほか、各種パンフレットの配布、相談窓口での情報提供などを行っています。また、市のホームページでも、障害福祉に関する総合的な案内である「福祉のしおり」が入手できるようになっています。

障害者アンケートでサービス利用時の不安を聞いたところ、「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」（45.5%）、「どんなサービスがあるのか、わからない」（40.4%）といったサービスに関する情報についての不安が挙がっています。この結果から障害者に対し、わかりやすい情報提供に一層取り組むことが必要といえます。

サービス提供を受け、各種制度を利用するためには、その人に必要な情報が明確に提供されることが必要であり、個々の状況に応じた多様な方法による情報提供をしていくことが必要です。

〔施策展開の方向〕

各団体などと連携を図りながら制度に対する研修会など積極的に情報提供を行うとともに、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、一人一人の状況やニーズの把握に努めながら、正確に理解される方法による情報提供を図ります。

また、障害のある人自身、その家族や保護者もスマートフォン等のＩＣＴ機器を活用し、情報にアクセスする機会も多くなっているため、個人情報や情報セキュリティに配慮しつつ、ホームページやメールなどの活用による情報提供を拡充していきます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
広報紙・市ホームページでの情報提供	市のホームページに障害者福祉全般にわたって制度の概要と利用に必要な手続きを掲載し、かつ同様の内容でパンフレットを作成し窓口などで配布する。
相談窓口の充実	委託相談支援事業者や医療機関など、各関係機関との連携を強化しながら、個々のケースに応じ必要な情報の提供に努める。
点字・声の広報等発行事業	月に1回、市の広報を音声化したものを希望者に配布し情報提供を実施する。
《重点事業》 各種手当・制度の周知徹底	パンフレットなどでの情報提供を行うとともに、各種研修会などを活用しながらサービス内容の周知を行う。

第4章 保健・医療

4－1 母子保健支援体制の充実

〔現状と課題〕

本市の母子保健・子育て支援は、妊娠期から継続した相談や健康診査、家庭訪問等、母子保健法に基づく事業を実施しています。これらの重層的な事業の中で、発育・発達の遅れや障害を早期に発見し、療育につなげています。

また、発達支援の必要な児童に対する早期療育に向けて、障害の早期発見や保護者への対応のため、乳児、1歳6か月、3歳の健康診査で相談の必要のある場合には、医療、保育の関連機関と連携しながら対応を進めています。

一方で、支援を必要とする子どもの保護者に対しては、保護者支援に相当な期間を要する場合があるなど、早期療育につながりにくいという課題があります。さらに、療育の効果をより高めるためには、療育機関及び家庭、利用する保育・教育機関などが連携し、共に取り組むことが必要です。

〔施策展開の方向〕

今後も、きめ細かな母子保健事業、子育て支援事業を引き続き推進し、乳幼児期における疾病や障害の早期発見、早期療育及び保護者の育児不安の軽減を図っていきます。

早期療育は、機能の改善及び子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すために重要であり、療育機関を中心に家庭及び関係機関が連携し効果的な実施に努めます。

また、保育・教育機関の職員の研修受講支援による発達支援の向上及び保護者理解の促進を通して、早期療育をはたらきかけていきます。

発達支援の必要性の認識、受け容れが難しい保護者については、家庭訪問や医療機関の健診受診状況の確認など、母子保健施策による保護者支援を行い理解を促します。

児童発達支援については、令和2年4月に開設し、就学前の障害児の集団生活への適応訓練等を行っています。

■主な実施事業

事業名	事業概要
妊婦委託健康診査	母体と胎児の健康保持増進および異常の早期発見、早期治療を目的に、市が委託している医療機関において14回（多胎は7回追加）、公費で受診できる健康診査を実施する。
乳児健康診査 1才6か月児健康診査 3才児健康診査	4か月児・10か月児を対象に心身の発育を診査する。 年齢に応じた身体の発育・歯科・言語発達など総合的に診査し、疾病などの早期発見、成長、発達の評価および栄養・育児指導を行い健全な発育を促す。
訪問指導	妊産婦を対象に訪問し、相談や助言・指導を行い、妊娠出産への不安解消を図る。 生後4か月までの乳児すべての家庭を訪問し、母子の心身状況や養育環境などを把握し必要な助言を行う。 また、子育てや子の発達に関して不安を抱えている保護者、家庭を訪問して、保護者と一緒に今後について確認及び支援を行う。
子育て広場	1歳までの子をもつ家庭を対象に、育児不安解消の場および親同士の交流の場とするため、乳幼児の発達、発育など育児全般について、保健師・栄養士が相談と助言を行う。
5歳児すくすく発達相談	5歳児を対象に発達相談を行い、軽度の発達障害などの早期発見に努め、早期に関係機関などによる支援を開始し、保護者の不安軽減とともに適切な療育により、心身の発達を促す。
子ども・子育て家庭相談	18歳までのお子さんや、その家族、妊産婦を対象に、子育て、発達、家庭のことなど、子育てに関する相談を実施している。
親の会（あすばら）	発達障害児や、発達が気になる子をもつ親の会。 定期的な勉強会や、家族同士の情報交換を行うことで、障害に対する理解と受容を図り、適切な支援を一緒に考えていく。
関係機関の連携強化	福祉担当課、医療機関、教育委員会など、相互の連携を強化して、包括的なバックアップ体制を維持する。

4－2 疾病予防と健康づくりの推進

〔現状と課題〕

疾病等による中途障害を予防するため、健康診査や家庭訪問、健康教室等、健康増進事業・介護予防事業を実施しながら、市民の主体的な健康づくり活動を支援しており、これらを継続し、疾病・障害の予防、早期発見、早期治療・リハビリテーションを図る必要があります。

〔施策展開の方向〕

市民が生涯を通じた健康管理ができるように、乳幼児期からの健康づくりや、生活習慣病の予防のための保健事業のより一層の充実を図り、障害の原因となる疾病の予防や早期発見・早期治療、および健康状態の維持・改善につながるよう努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
特定健診・健康診査 がん検診	生活習慣病やがんの早期発見のために、おもに40歳以上を対象として集団健診、個別健診を実施する。 (特定健診は、つがる市国民健康保険加入者で40歳以上が対象)
特定保健指導	特定健診のフォロー事業として、疾病の予防に向けた個々の生活習慣改善のための指導を実施する。 (特定保健指導は、つがる市国民健康保険加入者で40歳以上が対象)
健康相談	心身の健康状態に不安を抱える方に対し、保健師が窓口や電話で必要な相談と指導を実施する。
健康教育	健康づくりや疾病の予防などを図るため、医師や保健師などによる健康教室や講演会を開催する。
訪問指導	療養上の保健指導が必要な方や家族に対し、保健師や栄養士などが訪問し、必要な指導を実施する。

4－3 精神保健の推進

〔現状と課題〕

本市では、健康教育や訪問指導、こころの健康相談といった保健事業をはじめ、精神障害者デイケアの実施や障害者家族教室の開催などの取組を推進しています。しかしながら、退院した精神障害者の受け皿が少ないなどの課題があり、関係機関や保健所と連携しながら支援体制の強化を図っていく必要があります。

〔施策展開の方向〕

精神障害者の社会復帰と、偏見がなく安心して生活を送れるような地域社会づくりを目指し、本人や家族、ボランティアが一体となって、心の健康づくりと居場所の確保、精神障害に対する理解の促進を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
こころの健康相談	「こころの健康・病気」に関する問題について保健師が窓口や電話で相談に応じる。
健康教育	精神的な問題の解決や疾病の予防などを行うため、医師や保健師などが健康教室や講演会を通して、健康教育を開催する。
訪問指導	精神疾患や障害などを抱える方のいる家庭に保健師が訪問し、必要な相談や助言を行う。
メンタルヘルス講座	医師や保健師の講話などを通じて、精神障害について理解を深める教室を開催する。
ゲートキーパー養成講座	地域の中で、身近な人の悩みやSOSのサインに気づき、孤立や自殺を予防する人材を育成する。
精神障害者家族会	精神障害者を抱える家族が集い、病気に対する理解を深め、社会復帰を目標に学び合い家族同士の交流を図る。
相談支援	地域で生活している精神疾患などの人や家族の生活サポートについて、つがる市地域活動センターにおいて専門員による相談支援を実施する。

4－4 地域医療の充実

〔現状と課題〕

住み慣れた地域での暮らしを続けていくためには、身近な場所で、いつでも医療を受けられることが、地域包括ケアシステムを構築していく上でも重要です。

障害者アンケートから、かかりつけ医を持っている割合は約8割となっています。また、医療に対して感じることについて、「医師からわかりやすい説明をしてほしい」（20.3%）や「障害のことに詳しい医師がいてほしい」（19.2%）といった要望も挙げられています。この結果から、関係機関と協力してより安心して医療を受けられる体制づくりを進めることが必要と考えられます。

本市の医療体制については、西北五広域連合における自治体病院機能再編計画により、隣接する五所川原市に中核病院となる「つがる総合病院」があります。また、そのサテライト医療機関として「つがる市民診療所」が、日常的な病気の治療や相談に応じ、地域における「かかりつけ医」の役割を果たしています。

〔施策展開の方向〕

圏域全体で地域医療を支えるため、関係機関との連携を強化し、各種医療制度の適正な利用を図りながら、それぞれの障害種別や状況に応じた適切な医療サービスが受けられる体制と環境づくりに努めます。

医療的ケアを必要とする方への支援の強化に向けては、障害の程度に関わらず必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、専門的支援の提供体制整備について、保健・医療・福祉の連携強化を図り、地域の受け入れ体制の整備に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
中核病院・診療所連携による地域医療体制の強化促進	圏域全体で地域医療を支えるため、広域運営体制を構築し、中核病院と周辺医療機関の緊密な連携のもとに、初期医療を中心に在宅医療を含めた地域住民の医療ニーズに対応する。
自立支援医療	更生医療：身体障害者の日常生活能力などを回復するために必要な医療に対し医療費を給付する。 精神通院医療：精神疾患のために、継続的な精神通院による治療を受けている方に対し、医療費を給付する。
重度心身障害者医療費助成	重度の障害者が医療を受けた場合、保険診療の範囲内で、医療費の自己負担部分を申請により給付する。
かかりつけ医などの普及	医療機関などの協力を仰ぎ、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及を進める。

第5章 教育・育成

5－1 特別支援教育の推進

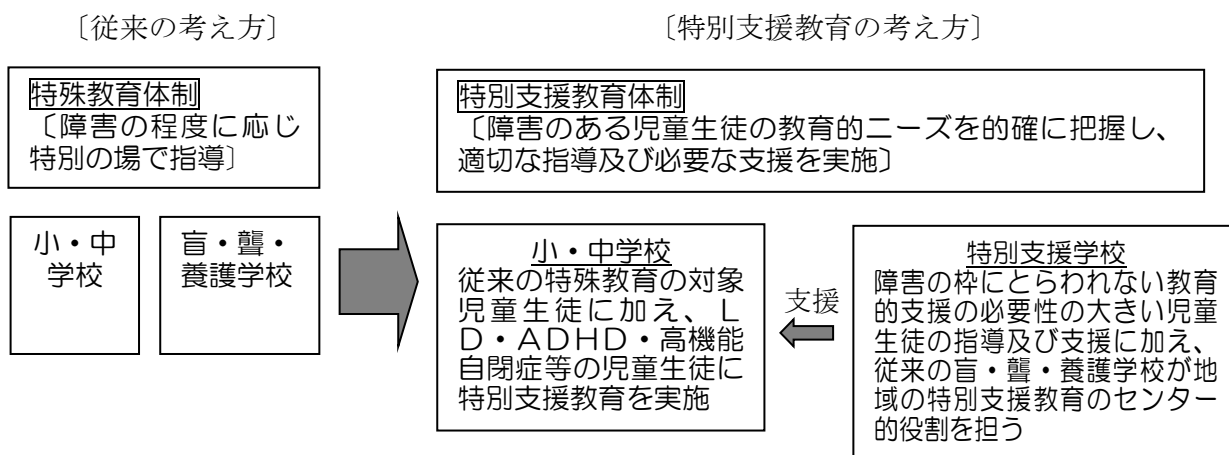
〔現状と課題〕

平成 19 年度から、盲・聾・養護学校と小・中学校の特殊学級という障害児教育のあり方が見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育」が本格実施され、現在に至っています。この間、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、発達障害をもつ子ども対象となり、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた支援が本格的に実施されています。

子どもの発育・発達に関するアンケートでの「発育・発達上の支援が必要な子どもの施策で、特に必要なもの」では、「支援が必要な子どもの小・中学校、高校での教育機会の拡充」、「特別支援学校の設備・教育内容等の充実」を望む声も上がっており、特別な支援を必要とする子どもの増加に加え、障害の内容や必要な支援も多岐にわたるため、一層の専門性の強化を図っていくことが求められます。

本市においては、健康福祉部と教育委員会が連携を図り、特別支援教育の推進に努め、関係する機関一体となった発達障害に関する研修会や幼稚園・保育所、小・中学校の連携を図る研修会などを実施しています。

特別支援教育の考え方



〔施策展開の方向〕

地域における連携では、小・中学校だけでなく、森田養護学校ほか関係機関との連携強化による特別支援教育体制の構築を図りながら、児童生徒一人一人の能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。

また、学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めていきます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
《重点事業》 教職員研修の実施	障害児に対する教職員の理解と資質向上を図るため研修を継続して実施する。
関係機関との連携強化	医療機関や特別支援学校など関係機関における障害児支援に必要な包括的バックアップ体制の構築を図る。
特別支援教育コーディネーター	特別支援教育の対象となる障害のほか、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。
統合教育の研究と実践	障害にかかわらず、健常児とできるだけ共通の学習活動や行事を通じて、互いの理解を深める交流活動とともに、障害児と健常児を区別しない統合教育の研究と実践に取り組む。
学校教育支援員の配置	通常学級または特別支援学級に在籍する多動傾向や要介助など、特別な配慮を必要とする児童生徒に対し、授業における学習指導の支援や学校行事における安全確保の支援などを行うことを目的に、小・中学校に学校教育支援員（スクールサポーター）を配置する。

5－2 就学前保育・教育の充実

〔現状と課題〕

保育所、幼稚園については、障害や発達の遅れのある乳幼児に適切な保育・教育ができるよう体制づくりに努めるとともに、保育所巡回相談事業や児童発達支援事業所等による保育所等訪問支援により、保育・就学前教育の質の向上や、保護者支援の強化を図りながら、障害のある子もない子とともに地域で育てる環境づくりに努めています。

一方、子どもの発育・発達に関するアンケート調査では、児童発達支援または放課後デイサービスを利用した方の意見として、「支援内容等について、通所・通学中の保育施設や学校等の教育機関と共有して欲しい」（17.9％）が挙がっており、関係機関、多職種における連携は、質の向上や、保護者の安心という点からも重点的に取り組む必要があります。こうした保護者の意識をふまえ、保育所、幼稚園の教職員のさまざまな障害に対する理解をより深める取組が求められています。

〔施策展開の方向〕

保育所巡回相談事業や保育所等訪問支援を引き続き推進しながら、障害のある子もない子どもともに地域で育てる保育・就学前教育を推進します。

また、児童発達支援や、放課後等デイサービスの専門性の向上を図っていきます。

さらに、保育士の障害に対する資質向上に向けた取組を充実させるとともに、保育所の受け入れ体制の充実に努めます。また、関係機関との連携を強化し、障害児に関する相談窓口としての機能強化について推進していきます。

5－3 一貫した相談指導体制の確立

〔現状と課題〕

本市では、児童・生徒の障害の状態に応じて適切な指導や必要な支援を行うために、小・中学校に特別支援学級を設けており、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うために、教育支援委員会を設置し、保護者との相談を重視した早期支援を行っています。

〔施策展開の方向〕

学校が主体となって児童・生徒一人一人の指導を行うためのきめ細かい計画である「個別の指導計画」や、学校、保護者と保健、福祉の各関係機関が連携しながら、中・長期的視点で一貫して的確な支援を行うための「個別の教育支援計画」に基づき、多面的なチームケアによる特別支援教育を推進していきます。そのため、教職員等の特別支援教育に関する知識・技術の向上を図り、発達に関する相談・支援の充実に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
教育支援委員会	障害や疾病をかかえる児童に対して専門的な立場から調査・審議を行い、必要な助言や指導を行う。
関係機関との連携強化	幼保・小・中学校および関係機関との適切な連携および情報共有を図るためのネットワークを構築し、早期からの一貫した教育相談支援体制の充実に図る。
《重点事業》 「個別の教育支援計画」の作成	障害のある子どもを生涯にわたって支援する観点から、一人一人のニーズを把握して、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うために、教育上の指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」の策定、実施、評価を行う。

第6章 雇用・就労

6－1 一般就労の推進

〔現状と課題〕

障害者の一般就労については、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、障害者就業・生活支援センターなどが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。

障害者アンケートから近い将来の就労意向をみると、精神障害の人では「正社員やパート・アルバイトで企業やお店などで働きたい」（28.6％）の割合が最も高くなっています。

さらに、身体障害の人は最も期待する就労支援として「障害者に対し、障害者の雇用に力を入れている企業情報を提供する」（47.9％）ことを挙げています。

こうした結果から、職場の環境等、きめ細かな企業情報の提供、短時間就労週休のための企業啓発、作業所的な就労支援サービスの充実が必要であり、地域および関係機関一体となった障害者雇用を一層強化していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

企業に対して障害者雇用に関する理解と協力を求めるとともに、障害の特性に応じた支援の提供及び、障害者雇用に対する企業の不安を解消するため、企業と障害者のマッチングや、支援者のスキルアップの向上を図るなどの機会が得られるよう支援してまいります。また、自立支援協議会就労支援部会の活動を通じて、就労支援や就労定着支援の充実を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
就労移行支援	就労を希望する方に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供を行う。
障害者就業・生活支援センター	就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用および福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して就業面および生活面の一体的な支援を行う。
《重点事業》 企業情報の収集と提供	関係機関と連携して、障害者雇用に関する企業情報を収集し、就労を希望する障害者に対して情報を提供するように努める。

事業名	事業概要
≪重点事業≫ 各種雇用・就労支援制度の周知	国や県における障害者の就労促進のための各種制度が活用されるよう、民間企業に対する制度の周知と利用促進に努める。

6－2 多様な就労の場の確保

〔現状と課題〕

福祉的就労の場について、本市では、障害者総合支援法に位置付けられる、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センターなどの事業所があります。各事業所が、利用者の障害特性にあわせ、授産製品・サービスに創意、工夫をこらしていますが、一般就労への移行も限定的であることから、障害者が意欲的に福祉的就労を行い、障害福祉サービス事業所が安定した運営を行えるよう、一層の支援を行っていくことが求められます。

また、現行のサービスについて障害者アンケートから利用者の利用意向をみると、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）では、いずれも「利用している」よりも「利用したい」が上回っており、就労支援サービスへのニーズが高くなっています。

今後は、本人の将来的な意向を踏まえ、サービス利用計画に基づき、必要なプログラムが提供されているかという観点でのサービス提供が進むため、より本人の将来に対する意向確認も重要になってきます。

〔施策展開の方向〕

障害者が、心身の状況や力量、希望に応じた働き方を選択できる福祉的就労の展開のため、各事業所における取組を促進し、就労関係事業所及び相談支援事業所の連携を強化します。

また、障害者優先調達推進法による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害者の自立と社会参画につながるよう支援に努めていきます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
職親制度（知的）	協力事業所に委託し、障害者の社会的自立と社会復帰を促進する訓練を就労の場において一定期間提供する。
就労継続支援A型	企業などに就労することが困難な方で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人に訓練を行う。
就労継続支援B型	就労移行支援等を利用したが、一般企業に結び付かなかった方や一定年齢に達し、就労の機会を通じて知識や能力の向上維持が期待される方に訓練を行う。
サービスの基盤整備 （3-2再掲載）	県や近隣自治体と連携しながら、利用ニーズ（意向・要望）に対応できる障害福祉サービスの基盤整備（サービス事業者の確保、人材の育成など）を進める。
《重点事業》 質の高いサービスの確保 （3-2再掲載）	地域自立支援協議会やサービス事業者と連携し、利用者アンケートの実施、サービス事業者との情報交換、各種研修会の実施などを適宜実施し、障害のある人にかかわる従事者の専門性の向上、苦情や困難事例の解決に向けた体制の強化など、サービスの質の向上に努める。

6-3 行政における雇用対策の強化

〔現状と課題〕

市役所での雇用について、現状では特別に障害者の採用職種枠を設定することなく、障害者・健常者を問わずに採用試験を行っています。

令和5年6月1日現在、市役所の障害者雇用率 3.20%、（法定雇用率 2.6%）、市教育委員会の障害者雇用率 0.94%（同 2.5%）となっています。

民間企業などへの理解促進を図るためには、まず行政が率先して行動していく必要があることから、障害者の採用職種枠の設定を含め障害者雇用に対して理解を示し、働きやすい環境づくりと積極的な雇用を実践していく必要があります。

〔施策展開の方向〕

市役所における障害者の就労環境の整備と職員に対する理解を促進し、行政自らが障害者の積極的な雇用に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
《重点事業》 障害者枠の設定	現状では、障害者の採用職種枠を設定していませんが、今後検討し雇用の拡大に努め、法定雇用率の向上を図る。

第7章 社会参加

7-1 生涯学習・スポーツの推進

〔現状と課題〕

障害者が学齢期に充実した特別支援教育を受けるのみならず、その一生を通じて、地域の生涯学習活動やスポーツ活動、芸術・文化活動に参加し、自らの可能性を追求できる環境を整えるため、教育、福祉、就労等の各分野の関係機関と連携し、多様な学習活動の支援を進めることが求められています。

障害者アンケートから地域活動への参加意欲をみると、最も高いのは手帳複数所持者「できる限り、参加している」（18.2%）、次いで知的障害者の（同 14.8%）と続きます。こうした意欲を支えるために、生涯学習やスポーツなど地域で行う活動の際には、障害者の参加を可能にする創意工夫によって、気軽に参加できる環境づくりが必要となります。

〔施策展開の方向〕

市内社会教育施設において誰もが利用しやすい学習環境の整備を進めるとともに、各分野の関係機関と連携しながら、多様な学習ニーズに応じた講座等の開設、情報提供や技術支援、意思疎通支援を積極的に行うことにより、障害のある人もない人も全ての人が生きがいを持ち、心豊かで活力ある生活を築くことができる「生涯学習社会」の実現を目指します。

障害者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善、障害者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成に努めます。

また、障害のある人もない人もともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施を促進し、障害の有無に関わらず市民が多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちづくりを推進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者団体などに対する補助金等	市の福利に密着し、かつ、公益的な性格をもち、市行政を補完する事業を行う者および団体に対し補助金等を交付する。
スポーツ事業	障害者スポーツ大会など各種大会に選手を派遣するなど、障害者スポーツ事業を支援する。
既存施設の活用	障害者が楽しく学び、人と人とがふれあえる場となよう、既存施設の活用を図る。

7-2 地域活動・外出支援などの充実

〔現状と課題〕

JRや路線バス、高速バスなど、公共交通機関は、障害者の日常生活のための重要な交通手段であり、施設面や運行面での一層の障害者への配慮が求められます。

一方、障害者の外出支援策については、「行動援護」、「同行援護」、「居宅介護での通院介護事業」、「移動支援事業」などがあります。

障害者アンケートでは、手帳複数所持者では、「外出していない」の割合が27.3%と最も高くなっていました。また、「車の往来を気にせずに出歩けるか」の設問については、手帳複数所持者の「あまり安心できない」の割合が36.4%と最も高くなっていました。

さらに、経済的支援として、自動車運転免許取得助成、自動車改造助成を行うとともに、国や業界団体の制度として、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。障害者の社会参加を促進するため、こうした制度の一層の活用が求められます。

また、視覚障害者、聴覚障害者や知的障害者等、情報を得ることが困難な人に対しては情報保証の観点から、それぞれの障害特性に応じた多様な情報提供及びコミュニケーション手段の確保が不可欠です。また、情報の内容を理解することが困難な人については、必要な情報をより分かりやすく提供することも重要です。

〔施策展開の方向〕

公共交通機関については、路線の確保や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを要請していきます。歩道やガードレール、点字ブロックなど交通安全施設の整備や、障害者を含む市民への交通安全教育等により交通安全に関する意識啓発に努めます。

また、コミュニケーションの支援については、手話通訳者の利用促進と手話奉仕員の養成を進めます。また、障害者総合支援法に基づく日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の給付を継続します。

行政情報の提供については、適切な時期に多様な情報提供手段により容易に入手できるよう環境整備を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
同行援護	重度の視覚障害で移動に困難を有する障害者などに対し、移動時および、それにとまなう外出先の援護を行う。
移動支援事業	屋外での移動が困難な方に地域における自立生活および社会生活などの外出を支援する。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障害者の就労などの社会活動への参加を促進する。
手話通訳者派遣	障害のために意思の疎通が困難な方に、手話通訳者などの派遣を行う。

7-3 障害者団体の育成・支援

〔現状と課題〕

障害者の当事者や家族会などが、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などを中心にさまざまな活動をしています。周囲に相談できないまま、孤立化、閉じこもってしまう可能性もあるため、未然に防ぐしくみとしても求められる地域の機能になります。

しかし、団体に加盟する会員の減少や活動を支える人材、活動資金の確保などが課題としてあげられており、市として活動支援を行うとともに、障害者施策を協働して実施するなどの連携強化が必要です。

〔施策展開の方向〕

障害者や家族の加入を促進し、障害種別を越えた交流の促進など、社会福祉協議会など関係団体の協力を得ながら活動を支援していきます。

また、障害者施策を推進していくうえで情報共有を図り、意見を反映させるなど、当事者の意向を組み入れた事業・施策実施に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者団体などに対する補助金等（7-1再掲）	市の福利に密着し、かつ、公益的な性格をもち、市行政を補完する事業を行う者および団体に対し補助金等を交付する。
団体同士の交流促進	現在活動する各団体相互の交流や情報交換の場を設け、団体間の連携を強化するため、関係機関の協力を得ながら支援を行う。
各団体との連携強化	

第3編 障害福祉計画

第1章 基本目標

障害福祉計画においては、障害者計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、以下の4つの基本目標を掲げ、その実現を目指します。

1－1 地域共生社会の実現を見据えた体制の構築

住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組づくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ重層的な支援体制の構築を図ります。

1－2 自己選択・自己決定ができる環境づくり

障害者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

1－3 ライフステージに応じたサービス提供体制の強化

サービス提供にあたっては、障害者の心身の状況や生活課題などのアセスメントを適切に実施し、ライフスタイルに応じた継続的な支援に努めます。

また、サービス提供事業所である地域の福祉資源と連携し、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害者、難病など、障害種別によらないサービスの提供を進めます。

1－4 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

また、地域生活を持続するにあたっては、障害者およびその家族の高齢化にともなう「親亡き後」を見据えて、地域での生活を自分らしく安心して送れるよう、各事業の充実を図ります。



第2章 成果目標

第7期障害福祉計画においても、第6期障害福祉計画でも成果目標の対象となっていた、地域生活移行、就労支援、相談支援および障害福祉サービスの質の向上への取り組みに対して、第7期障害福祉計画終了年度である令和8年度にむけて以下の成果目標を掲げ、その達成を目指した施策推進を図ります。

2-1 「施設入所者の地域生活移行」の目標

「施設入所者の地域生活移行」について、国は、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の入所者数から5%以上削減すること」と、「令和4年度末時点に入所している障害者の6%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本市では、入所者数の削減目標を4人、入所から地域生活に移行した人数の目標を5人と設定します。

「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項 目	数値目標
令和8年度末時点の入所者数	75人
入所者数の削減目標	4人(5.1%)
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	5人(6.7%)

2-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「令和8年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置」を目標に掲げています。

本市では、精神障害者の地域生活への支援について、精神保健福祉士（精神科ソーシャルワーカー）や相談支援、支援提供事業所スタッフなどによる協議の場を設置済みです。

今後も、高齢者介護・福祉分野における地域包括ケアシステムに留意しながら、圏域における開催の検討も含め、より一層、機能の強化を図ります。

2-3 地域生活支援の充実

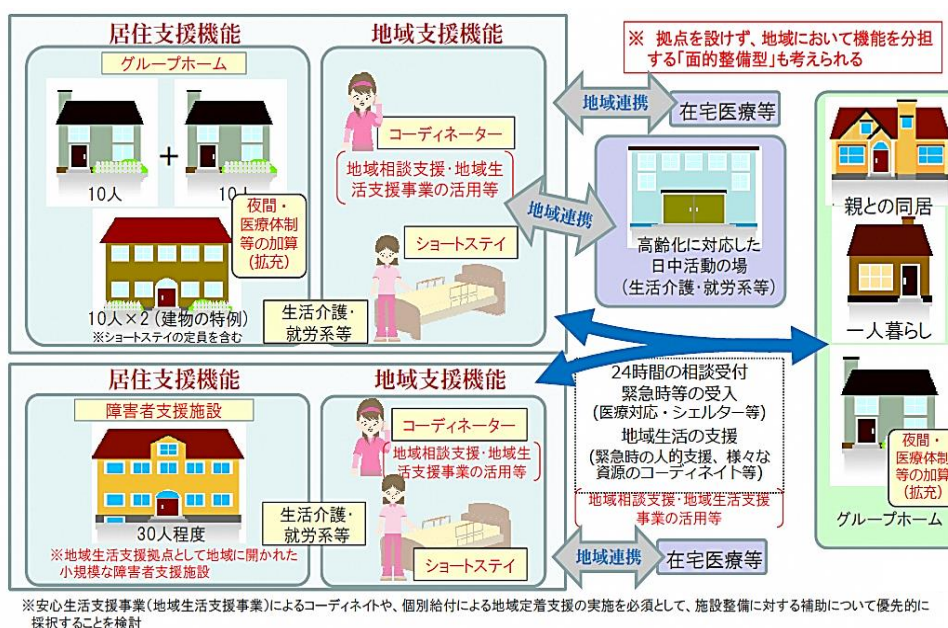
「地域生活支援拠点等」とは、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。

地域移行を進めるための地域生活支援拠点等の整備については、国は、「各市町村において整備（複数市町村による共同整備含む）、年1回以上運用状況を検証・検討すること」

及び「各市町村において、コーディネーターの配置等による支援体制及び緊急時の連絡体制を構築すること」、「各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備すること」を目標に掲げています。

本市においては、圏域で連携しながら、令和8年度末までに1か所整備することを目標に掲げます。また、地域生活支援拠点等の運用状況の検証・確保の実施及び、コーディネーターの配置等による支援体制及び緊急時の連絡体制の構築についても地域生活支援拠点等の整備と並行し進めていきます。さらに、強度行動障害を有する障害者の状況等を把握し、支援体制の整備についても検討を進めます。

〔参考〕地域生活支援拠点のイメージ（厚生労働省）



2-4 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

① 一般就労移行

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は、福祉施設の利用者から一般就労した人数を令和3年度実績の1.28倍以上としています。福祉施設の目標値の内訳は、就労移行支援事業1.31倍以上、就労継続支援 A 型事業1.29倍以上、就労継続支援 B 型事業1.28倍以上となっています。

本市の第7期計画の目標は、令和3年度の福祉施設（就労継続支援 A 型事業）から一般就労に移行する人数が1人であったため、その1.28倍以上として2人を目標に掲げました。

「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項 目	数値目標
令和8年度末の一般就労移行者数 (令和3年度の実績に対する目標割合1.28倍) ※令和3年度の一般就労移行者: 1人(就労継続支援A型事業所)	2人 (2.0倍)
うち就労移行支援事業 (令和3年度実績の1.31倍以上)	
就労継続支援A型事業 (令和3年度実績の1.29倍以上)	
就労継続支援B型事業 (令和3年度実績の1.28倍以上)	

② 就労移行支援事業所のうち、一般就労の割合が5割以上の事業所

第7期計画から新たに導入される一般就労に移行する就労定着支援の目標です。国では就労移行支援事業の一般就労移行の割合を一定割合以上にすることを目指しています。

本計画では国の方針を踏まえ、令和8年度末までに、就労移行支援事業所のうち利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を全体の50%になることを目指します。

項 目	数値目標
令和8年度における就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労者の割合が5割以上の事業所の割合	50%

②一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

国は、就労定着支援の活用により、一般就労に移行することを進めています。

本計画では国の方針を踏まえ、市内外の障害福祉サービス事業所や関係機関と一層の連携を図り、令和8年度末までに就労定着支援事業の利用者が令和3年度実績の概ね1.41倍以上となることを目指します。

項 目	数値目標
令和8年度末の一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者が令和3年度実績の1.41倍以上 ※令和3年度就労定着支援を利用した一般就労移行者: 1人	2人(2.0倍)

③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所

国では就労定着支援事業の就労定着率を一定割合以上にすることを目指しています。

本計画では国の方針を踏まえ、令和8年度末までに、就労定着率が7割以上の事業所の割合を全体の25%以上になることを目指します。

項 目	数値目標
令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%

※令和5年9月現在、本市内に就労定着支援事業所がないため、本市在住の障害者が利用している主な事業所の割合とした。

2-5 「相談支援体制の充実・強化等」の目標

相談支援体制については、国は令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとしています。

本計画では国の方針を踏まえ、令和8年度末までに、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目指します。

項 目	目 標
基幹相談支援センターの設置	設置
基幹相談支援センターの設置による地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施
個別事例の検討を行うための協議会の体制確保	確保

2－6 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標

本市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が真に必要とするサービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

項目	概要	目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	福祉課職員全員
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無および実施回数	実施体制：あり 実施回数：（随時）



第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

3-1 サービス事業量の見込みの総括

「障害者総合支援法」および「児童福祉法」に基づき、以下のサービスを提供します。

障害福祉サービスメニュー

	介護 給付	訓練 等給付	立 支 援 給 付	そ の 他 の 自 立 支 援 給 付	児 童 福 祉 法 の サ ー ビ ス	身 体	知 的	精 神 ・ 発 達	障 害 児	難 病
1 自立支援給付										
(1) 訪問系介護給付5サービス	○					○	○	○	○	○
(2) 日中活動系サービス										
①生活介護・療養介護	○					○	○	○		○
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）		○				○	○	○		○
③就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援		○				○	○	○		○
④短期入所	○					○	○	○	○	○
(3) 居住系サービス										
①自立生活援助		○				○	○	○		○
②共同生活援助（グループホーム）		○				○	○	○		○
③施設入所支援	○					○	○	○		○
(4) 指定相談支援										
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援			○			○	○	○		○
2 地域生活支援事業										
①理解促進研修・啓発事業						○	○	○	○	○
②自発的活動支援事業						○	○	○	○	○
③相談支援事業						○	○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業							○	○		
⑤成年後見制度法定後見支援事業							○	○		
⑥意思疎通支援事業						○			○	○
⑦日常生活用具給付等事業						○	○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業						○	○	○		○
⑨移動支援事業						○	○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業						○	○	○		○
⑪日中一時支援事業						○	○	○	○	○
⑫訪問入浴サービス						○				
⑬知的障害者職親制度							○			
⑭自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成						○	○	○		
3 障害児支援										
①児童発達支援事業					○				○	
②放課後等デイサービス					○				○	
③保育所等訪問支援					○				○	
④居宅訪問型児童発達支援					○				○	
⑤障害児相談支援					○				○	

3-2 自立支援給付の見込み

(1) 訪問系サービス

障害者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援の各サービス）を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者（障害支援区分1以上）	障害者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする方	障害者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする方（障害支援区分3以上）	障害者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある方 ・ALS 患者など、呼吸管理が必要な身体障害者 ・最重度の知的障害者 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

【第6期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	49	48	52	46	57	47
	時間分/月	721	700	779	718	841	733

※各年度末3月現在。令和5年度実績値は見込み。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	51	53	55
	時間分/月	917	954	996

〔提供体制の確保策〕

訪問系サービスは、障害者の高齢化や障害の重症化、精神科病院からの退院促進や福祉施設入所者の地域生活への移行により、今後も利用の増加が想定されます。

継続的に、サービスの質・量を確保するため、県や他機関と連携し、事業所が情報を共有できる場の設定、研修会の実施やその受講支援などを通して、支援者のスキルアップを図るとともに、既存事業所のサービス提供体制の充実に努めます。

（２）日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を促進するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）および短期入所事業について、充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49 歳以下の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50 歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練（生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）

【提供体制の確保策】

県と連携し必要に応じて既存施設の定員増加など受け入れ体制の充実に努めるとともに、各事業所でのさまざまな障害特性に対応した、きめ細かなサービスの展開をはたらきかけていきます。令和6年度からは、新たに就労選択支援が就労系サービスに加わり、就労におけるミスマッチをなくし、就労定着に向けた支援が拡充されます。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある方および現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方	就労系サービス開始前に利用し、就労したい障害者の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との調整を行います。
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の方	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A 型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方で（利用開始時に 65 歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない方	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B 型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方 ①企業等や就労継続支援（A 型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A 型）の雇用に結びつかなかった方 ③50 歳に達している方	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
	④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A 型)の利用が困難と判断された方	
就労定着支援	就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方	就労先の企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげます。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、 ①ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障害程度区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする方	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

〔提供体制の確保策〕

既存事業所の定員増加の促進や送迎サービスの導入など、各事業所でのきめ細かなサービスの展開をはたらきかけていきます。

生活介護については、特別支援学校の卒業生や施設入所者の退院促進など、需要の拡大にあわせ、県と連携し新規事業所の参入を促すとともに、既存事業所の定員増加などをはたらきかけ、さらなる受け入れ体制の確保に努めます。

【第6期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人/月	149	149	151	149	153	150
	人日/月	2,831	2,955	2,869	2,948	2,907	2,968
自立訓練(機能訓練)	人/月	3	2	3	1	3	2
	人日/月	40	14	40	9	40	18
自立訓練(生活訓練)	人/月	3	2	3	0	3	1
	人日/月	22	26	22	0	22	13
就労移行支援	人/月	6	5	6	7	6	8
	人日/月	100	97	100	96	100	110
就労継続支援A型	人/月	50	41	50	45	50	47
	人日/月	1,050	895	1,050	931	1,050	972
就労継続支援B型	人/月	135	128	150	137	167	145
	人日/月	2,438	2,450	2,706	2,623	3,003	2,776
就労定着支援	人/月	2	0	2	0	2	0
療養介護	人/月	10	7	10	7	11	8
短期入所	人/月	8	2	9	6	10	7
	人日/月	148	58	164	83	182	97

※各年度末3月現在。令和5年度実績値は見込み。

〔提供体制の確保策〕

就労については、障害者の働く意欲の継続への支援、障害特性に応じた業務内容や人間関係への配慮などの就労環境整備および市民への理解を促すための啓発活動に取り組みます。

就労支援に関する事例検討や情報共有、研修会の開催などをおして、支援者のスキルアップ、各事業所で提供されるサービスの充実を促していきます。また、障害者雇用に関する企業見学の受け入れや模擬面接会への企業の参加要請、実習先・雇用先の開拓を行うとともに、ハローワークや農福連携への取組を含め、関係機関と就労支援事業所の連携強化を図ります。

さらに、公共施設での授産製品販売の促進、市からの業務委託の拡大などに努め、事業所の工賃およびサービス利用者に支払われる工賃の上昇に努めます。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	151	152	153
	人日/月	2,988	3,007	3,027
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	3	3
	人日/月	18	27	27
自立訓練(生活訓練)	人/月	2	2	2
	人日/月	26	26	26
就労選択支援	人/月	1	2	3
就労移行支援	人/月	9	10	11
	人日/月	123	137	151
就労継続支援A型	人/月	49	51	53
	人日/月	1,014	1,055	1,097
就労継続支援B型	人/月	152	158	163
	人日/月	2,910	3,025	3,121
就労定着支援	人/月	1	1	2
療養介護	人/月	8	9	9
短期入所	人/月	8	9	10
	人日/月	111	125	138

(3) 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障害者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等	安心して、一人で自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	生活介護や就労継続支援などの日中活動をしている障害者	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）

【第6期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	人/月	2	0	2	0	2	0
共同生活援助	人/月	103	95	107	98	111	101
施設入所支援	人/月	76	78	75	79	74	78

※各年度末3月現在。令和5年度実績値は見込み。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助	人/月	104	107	110
施設入所支援	人/月	77	76	75

〔提供体制の確保策〕

共同生活援助については、令和元年に事業所が新規開設され、受け入れ体制の拡充が図られました。今後、さらに施設入所支援利用者や長期入院者の地域移行などによる利用の伸びが想定されるため、県と連携し、既存事業所の定員の増加や日中サービス支援型共同生活援助など新規事業所の参入を促進するなど提供体制の充実に努めます。

施設入所支援については、支援者間で情報共有を密にすることにより、入所状況など、入所希望者に必要な情報を速やかに提供できる体制づくりに努めます。

（４）相談支援

障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障害者 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障害者	サービス利用支援は障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障害者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障害者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者	対象となる障害者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【第6期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人/年	103	99	106	111	109	116
地域移行支援	人/年	2	1	2	0	2	1
地域定着支援	人/年	2	0	2	0	2	0

※各年度末3月現在。令和5年度実績値は見込み。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	121	126	131
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

市民への相談内容に応じた相談先の紹介や、さらに分かりやすい障害福祉サービスなどの周知に努めます。各相談先における相談の充実のため、相談支援の事例共有やサービス提供事業所等との連携強化により、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

計画相談支援は、利用者一人一人に対してより細やかな支援が提供できるよう、県と連携し、相談支援専門員の確保・育成に努めます。

地域移行支援・地域定着支援については、在宅生活を支援するサービスの充実と、サービス利用などのきめ細かな相談支援により、民間アパートや公営住宅などの一般住宅への移行を促進し、自立生活へ支援していきます。本人およびその家族や施設職員に対する理解を深める取組を進めるとともに、医療など関係機関および相談支援事業所との連携体制の強化やピアサポートの活用を促進します。

3-3 地域生活支援事業の見込み

令和6年度から令和8年度までの地域生活支援事業必要量の見込みおよび提供体制整備についての基本的な考え方は以下の通りです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある方が日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などの検討を行います。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有・無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有・無	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害者や障害児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 市町村相談支援機能強化事業

市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、青森県居住支援協議会と連携し情報提供および入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	有・無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)	有・無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有・無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障害のある方または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業	有・無	無	無	無

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	47	49	51
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1
点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業	利用者数	1	1	1

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者や障害児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

- 介護・訓練支援用具 ○ 自立生活支援用具
- 在宅療養等支援用具 ○ 情報・意思疎通支援用具
- 排泄管理支援用具 ○ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	19	21	23
排泄管理支援用具	件/年	1,150	1,200	1,250
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	25	25	25

(8) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	13	13	14
	延時間/年	322	322	347

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業(市単独事業)	箇所	1	1	1
	延人数/年	10	10	10

(10) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障害者（児）に対して、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

(11) 生活支援事業

障害者の生活の質の向上を図り、社会復帰を促進するために、日常生活上必要な訓練・指導などをサービス事業者に委託して実施します。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援事業	延時間/年	1,250	1,300	1,300

(12) 日中一時支援事業

障害者の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施しています。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	延回数/年	600	650	700
	人/年	12	13	14

(13) 社会参加促進事業

音訳や点訳による広報誌の発行や自動車免許取得や改造に対する助成などの支援を通じて、障害のある人の社会参加を促進します。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行事業	—	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	4	4	4

第4章 障害者の権利の擁護

成年後見制度利用促進法が平成 28 年 5 月に施行されました。この法律は、共生社会実現のため、支援を必要とする障害者や高齢者の制度利用を促進することを目的としています。障害者の権利侵害を未然に防止するとともに、早期対応に向けて関係機関と連携し取組を強化していきます。

1－1 成年後見制度の利用促進

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者および関係者に対し、成年後見制度の周知を図り利用を促進し支援することにより、これらの障害者の権利擁護に取り組みます。

1－2 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず親族がいない等の理由で申立てを行うことが困難な障害者については、市長による申立てについて検討を行うものとします。また経済的な理由により、申立てに要する費用や、後見人等の報酬等に対する助成を行うことで、障害のある方の権利擁護を図ります。

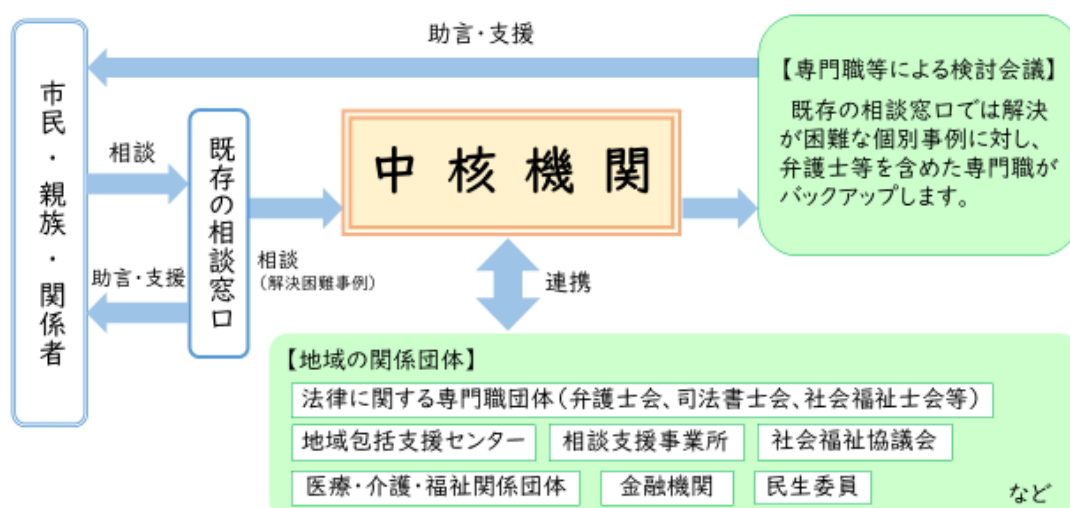
1－3 権利擁護支援に関するネットワークの構築

権利擁護支援に関する地域連携ネットワークづくりの中核となる機関（中核機関）を構築し、地域の専門職団体および関係機関と連携しながら意見交換や課題の共有を図り、成年後見制度の体制整備と利用促進を段階的に進めていきます。

既存の相談窓口である地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会と連携し、対象者の早期発見・早期対応に取り組みます。

また今後、成年後見制度を必要とする人が増加した場合にも対応できるよう、後見人の候補者（市民、法人等）の育成とバックアップ体制の構築を目指します。

〔参考〕地域連携ネットワークのイメージ



第4編 障害児福祉計画

第1章 基本目標

障害児福祉計画においては、障害者計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、以下の2つの基本目標を掲げ、その実現を目指します。

1－1 専門性の高い療育の促進、支援体制の整備

子どもの障害や発達支援の必要性について保護者の「気づき」の段階から、専門的な支援へつながるよう、保健、医療、保育、教育など関係機関の連携により、一人一人の子どもに応じた専門性の高い療育により、切れ目なく一貫した支援ができる体制の構築を促進します。

学校教育および卒業後を見据えた就労関係機関や障害福祉サービス事業所との連携を強化し、障害児とその保護者に対する支援体制の構築を図ります。

さらに、重度の身体障害および重度の知的障害がある「重症心身障害児」や、酸素吸入やたん吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」など、重度の障害のある児童が地域で健やかに成長できるよう、医療機関からの退院促進や早期療育を促進するとともに、在宅における医療機関や障害福祉サービス事業所との連携体制の構築を推進します。

1－2 家族支援の強化と地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進

障害児および保護者が家庭や地域で安心して生活を送ることができるよう、情報提供および相談支援の充実、保護者の介護負担の軽減を通して家族支援の強化を図ります。

また、障害児が保育所等訪問支援をはじめとする障害児支援を利用しながら、地域の保育や教育を受けることができ、障害の有無にかかわらず共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。さらに、地域住民に対しては、地域共生社会を目指すステップとして、障害児および保護者に対する理解や配慮が広がるような取組を推進します。

第2章 成果目標

第3期障害児計画の計画終了年度である令和8年度にむけて、以下の成果目標を掲げその達成にむけた施策を推進します。

2-1 児童発達支援センターの設置

「児童発達支援センター」は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應できるように支援する施設であり、あわせて地域の障害児やその家族への相談および障害児を預かる施設への援助・助言などを行う障害児支援の拠点施設です。

国は、令和8年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを目標に掲げています。

本市では、令和2年4月に市内に1か所設置し、圏域で利用できる体制を整備しました。今後も児童発達支援センターの周知と利用促進を図ります。

2-2 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

「保育所等訪問支援」は、障害児が利用している保育所、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障害特性に応じた環境調整や関わり方、集団へのはたらきかけなど集団生活適應のための専門的支援を行う事業です。

国は、令和8年度末までに保育所等訪問支援等を活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することとしています。

市内では、平成30年6月より1事業所によりサービス提供が始まり、さらに令和2年4月には1事業所が開設となり、合計2事業所によるサービス提供体制を構築しました。令和8年度に向けて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を推進します。

2-3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所」について、国は、令和8年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを目標に掲げています。

重症心身障害児への支援は専門性を必要とされる一方、当面利用対象者の見込が少数であることから、市内での整備に代えて、継続的かつ、安定的にサービスが利用できる環境整備を優先し、圏域においてサービスが提供できる体制を構築しています。

2－4 医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケア児については、出生体重1,000g未満の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU（新生児集中治療室）などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には保護者の負担軽減および後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要となります。

国は、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村に「医療的ケア児支援の協議の場」を設置するとともに「医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の配置についても目標に掲げています。

本市では、令和5年度に、西北五圏域で「医療的ケア児支援の協議の場」を設置しました。また、「医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の配置についても令和8年度を目標に1名の配置を目指します。

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

3-1 障害児福祉サービスについて

障害児が健やかに成長できるよう、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスを提供します。

ただし、障害者総合支援法によるサービスについては、第3編「第7期障害福祉計画」に障害児分を含んでいること、障害児入所支援については、県事業であることから、第3期障害児計画では、障害児通所支援および障害児相談支援に関する見込みと提供体制の確保について定めます。

3-2 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

(1) 障害児通所支援

〔サービス内容〕

障害児通所支援は、就学前児童を対象とした「児童発達支援」と就学児童を対象とした「放課後等デイサービス」に区分されます。児童発達支援には、肢体不自由の児童を対象とした「医療型児童発達支援」があり、外出することが困難な重症心身障害児などを対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が平成30年度から制度化されました。

また、地域や教育施設での保育・教育を進めるため、療育の支援者が保育所や幼稚園などの障害児が集団生活を営む施設に訪問し支援する「保育所等訪問支援」があります。

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	就学前の障害児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障害児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が 集団生活を営む施設等 に通う障害児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹 の機能の障害児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援および治療を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの 重度の障害児で、障害 児通所支援を受けるた めに外出することが著 しく困難な障害児	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動 作の指導、知識技能の付与などの支援を行いま す。

【第2期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人/月	14	17	16	17	19	17
	人日/月	28	115	104	125	120	125
放課後等デイサービス	人/月	40	39	42	43	44	45
	人日/月	488	544	512	596	536	624
保育所等訪問支援	人/月	4	5	4	13	5	14
	人日/月	11	18	13	32	13	34
医療型児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	10	0	10	0	10	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	5	0	5	0	5	0
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネータ ーの配置人数	人/月	0	0	0	0	1	0

※各年度末3月現在。令和5年度実績値は見込み。

【第3期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	17	18	19
	人日/月	125	132	140
放課後等デイサービス	人/月	47	49	51
	人日/月	651	679	707
保育所等訪問支援	人/月	15	16	17
	人日/月	37	39	42
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/月	1	1	1

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは圏域にて配置予定。

〔提供体制の確保策〕

障害児通所支援は、子どもの療育・リハビリテーション、保護者の学びや育児・介護の休息のために重要であり、個々の発達状況や障害特性に応じたきめ細やかな支援を必要とすることから、さらなる専門性の向上にむけて研修会の開催などに取り組みます。また、障害児支援の基本的事項や専門性の確保などを定めた「放課後等デイサービスガイドライン」の利用促進を通して、各事業所の安定的な運営と支援の維持・向上を図ります。

保育所等訪問支援については、成果目標でも、その活用と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することとされており、今後のニーズへの対応を踏まえ、児童の利用する保育・教育機関へはたらきかけ、療育と保育・教育の一層の連携を図り、保育所等訪問支援の強化を通して、保育、教育など、それぞれの育ちの場で障害のある子もない子も共に育つ地域社会への参加・包容の推進に努めます。

（２）障害児相談支援

〔サービス内容〕

障害児相談支援は、児童の心身や生活の状況、保護者の意向などを考慮して障害児支援利用計画を作成し、関係者との連絡調整を行いながら障害児通所支援の利用への援助を行います。障害の疑いのある段階から継続的な支援を行い、関係者をつなぐ中心的な役割を担っています。

サービス名	主な対象者	サービス内容
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援）を利用するすべての障害児	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障害児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。 継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

【第2期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害児相談支援	人/月	17	11	18	10	20	11

※各年度末3月現在。令和5年度実績値は見込み。

【第3期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	12	13	14

〔提供体制の確保策〕

障害児通所支援のほか、各種障害福祉サービスなど、さらに分かりやすい制度の周知に努めます。

各相談先における相談の充実のため、「地域自立支援協議会」において、相談事例の共有など障害児支援に関する取組を強化するとともに、保育・教育機関、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所などと連携し、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

また、県などと連携しながら、相談支援専門員の育成、専門性の向上に努めます。

3-3 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握

障害児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包含（インクルージョン）を推進していくために、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示す等により、教育・保育の提供体制の確保に資するよう、子ども・子育て支援担当部と連携し施策推進に努めます。

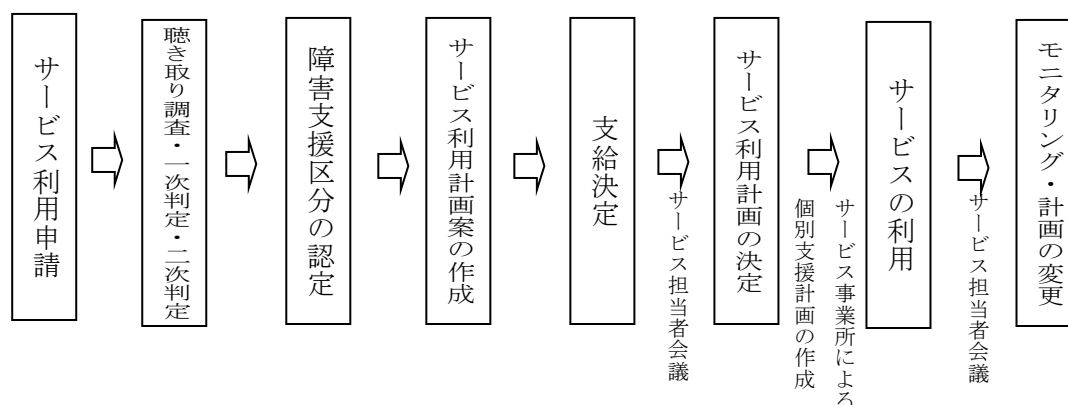
第 5 編 計画推進に向けて

第1章 適切なケアマネジメントの実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援事業等）の利用にあたっては、「支給決定」の前段階で、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が一人一人の複数のサービスにまたがる「サービス利用計画」（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。各サービス提供事業所は、この「サービス利用計画」（ケアプラン）をもとに、自事業所での一人一人の「個別支援計画」を作成し、こちらも一定期間ごとにモニタリングを行っていきます。

この制度改革をふまえ、正確・公平な障害支援区分の認定と支給決定、障害者一人一人のニーズに基づく適切なケアマネジメントが展開できるよう、認定調査員や審査会委員、相談支援専門員などの知識・技術の向上を図るとともに、きめ細かなサービス担当国会議の実施を働きかけていきます。また、こうしたしくみについて、市内の障害者や家族などへの周知に努めていきます。

【参考】サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略



第2章 地域自立支援協議会の円滑な運営

障害者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

障害者総合支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として自立支援協議会において、個別課題や施策の検討、その他連絡・調整等を行っています。

第3章 計画の適切な進行管理

第4次障害者福祉計画は、本市の障害者施策の指針であることから、適切な進行管理に努めるとともに、国の障害者制度改革の動向にあわせ、必要に応じ適宜見直しを図っていきます。

第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画については、障害福祉サービスの見込み量等を定める計画であることから、各年度において、サービスの見込量のほか、障害者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の状況を点検し、自立支援協議会などで改善策を検討しながら、必要に応じて所要の対策を実施します。

第4章 施策推進のための体制強化

県や近隣市町、関係機関等と連携しながら、障害者施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的な養成と確保に努めます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障害者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

また、計画の着実な実施に向けて、市財政における自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対し各種財政措置の充実を要請していきます。

参考資料

つがる市障害者計画等策定委員会設置要綱

つがる市障害者計画等策定委員会設置要綱
(平成 18 年 4 月 17 日告示第 39 号)

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条の規定に基づくつがる市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づくつがる市障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）第 2 条の規定による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づくつがる市障害児福祉計画の策定に係る必要な事項を審議するため、つがる市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に関すること。
- (2) 障害者計画等の見直しに関すること。

(構成)

第 3 条 委員の定数は 15 人以内とし、次の者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉法人等の民間事業者
- (3) 受益者代表
- (4) その他市長が認める者

(組織)

第 4 条 策定委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、策定委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 策定委員会の会議には、第 3 条に規定する委員のほか、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第 7 条 委員が会議に出席した場合においては、つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年つがる市条例 36 号）の規定により報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課障害福祉係において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 18 年 4 月 17 日告示第 39 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 16 日）

この告示は、公表の日から施行する。

つがる市障害者計画等策定委員会委員名簿

(令和5年7月12日～令和6年3月31日)

(敬称略)

番号	氏 名	所属職名等	役 職
1	野呂 公	森田学園園長	会長
2	奈良 衛	あいうえおの会理事長	副会長
3	加賀谷 恵美	つがる市社会福祉協議会地域支援課 総括係長	
4	松橋 久志	つがる市身体障害者福祉連合会会長	
5	成田 明子	西北五ろうあ協会事務局長	
6	小鷹 義昭	木馬の会会長	
7	須藤 澄子	主任児童委員	
8	今 幸子	青森県発達障害者支援センター 「わかば」センター長	
9	佐々木 瑞穂	つがる市子育て健康課 子ども家庭支援係長	

策定の経過

日程	会議等	議題等
令和5年6月29日～ 令和5年7月18日		・福祉に関するアンケート調査（障害者用調査）
令和5年7月12日	第1回 計画策定委員会	・組織について（会長、副会長の選出） ・計画の概要について ・つがる市障害者手帳所持状況について ・アンケート調査について
令和5年9月20日～ 令和5年10月5日		・子どもの発育・発達に関するアンケート調査
令和5年9月1日～ 令和5年10月10日		・障害者施設・事業者ヒアリング
令和5年10月12日	第2回 計画策定委員会	・障害者福祉アンケート調査結果報告 ・子どもの発育・発達に関するアンケート調査結果報告 ・障害福祉サービス事業所ヒアリング調査結果報告 ・つがる市のサービス提供実績及び見込み量について
令和5年12月18日	第3回 計画策定委員会	・計画素案について ・パブリックコメント実施について
令和5年12月19日～ 令和6年1月17日		・パブリックコメント（意見募集）
令和6年1月25日	第4回 計画策定委員会	・計画書承認

つがる市

第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

編集：つがる市健康福祉部福祉課

発行：令和6年3月

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑 61 番地 1

電話 0173-42-2111(代表) F A X 0173-42-4546